

(平成23年3月2日報道資料抜粋)

## 年金記録に係る苦情のあっせん等について

### 年金記録確認愛知地方第三者委員会分

#### 1. 今回のあっせん等の概要

(1)年金記録の訂正の必要があるとのあっせんを実施するもの	34 件
国民年金関係	5 件
厚生年金関係	29 件
(2)年金記録の訂正を不要と判断したもの	27 件
国民年金関係	10 件
厚生年金関係	17 件

## 第1 委員会の結論

申立人の昭和39年6月から40年5月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和19年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和39年6月から40年5月まで

父親が国民年金加入手続を行い、婚姻（昭和50年5月）するまで国民年金保険料を納付してくれていた。42年5月発行の国民年金手帳には、20歳となった日が資格取得日として記載されているので、申立期間について、保険料の納付があったことを認めてほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

申立人は、父親が国民年金の加入手続を行い、婚姻するまで保険料も父親が納付してくれていたとしているところ、申立人は20歳（昭和39年\*月\*日）以降婚姻までの期間において申立期間を除き保険料の未納は無く、申立期間は12か月と短期間である。

また、国民年金受付処理簿によると、申立人の国民年金手帳記号番号は、申立人が20歳に到達した昭和39年\*月\*日を被保険者資格取得日として42年5月に払い出されていることから、この頃に申立人の国民年金加入手続が行われたとみられ、これは申立人が所持する同年5月発行の1冊目の国民年金手帳における記録とも一致しているところ、申立人が所持する国民年金保険料現金領収証書によると、昭和41年度の保険料は43年11月7日に過年度納付されていることが確認できる上、A町の国民年金被保険者名簿によると、申立期間直後の40年6月から41年3月までの保険料は47年6月29日に納付していたことが確認でき、これは第1回特例納付により納付したことが推認されることから、父親は申立人の42年5月の国民年金加入手続後は未納期間の解消に努めていたことがうかがわれる。

さらに、オンライン記録、A町の国民年金被保険者名簿及び申立人が所持する昭和47年4月1日発行の2冊目の国民年金手帳においては、申立人の被保

険者資格取得日は40年6月5日とされており、申立期間は国民年金に未加入となるが、申立人は20歳以降婚姻するまでは強制加入被保険者となるべき期間であり、上記国民年金加入手続時期における被保険者資格取得日を変更する合理的理由は見当たらないことから、行政側の記録管理が適切に行われていなかった可能性が考えられる。

加えて、申立人の被保険者資格取得日が昭和40年6月5日に変更された時期は明確でないが、上記2冊目の国民年金手帳が発行された47年4月1日までは当初の39年\*月\*日とされていたとも考えられ、第1回特例納付が45年7月1日から開始されていることを踏まえると、被保険者資格取得日に変更されるまでの第1回特例納付実施期間中に父親が申立期間直後の特例納付同様に、申立期間の保険料を特例納付していた可能性も否定できない。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

## 第1 委員会の結論

申立人の昭和56年10月から同年12月までの期間、59年10月から同年12月までの期間及び61年7月から同年9月までの期間の国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和23年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和56年10月から同年12月まで  
② 昭和59年10月から同年12月まで  
③ 昭和61年7月から同年9月まで

夫婦共に国民年金保険料を納付するのが遅れたことが何回かあった。申立期間については納付が遅れた時のことと思われる。しかし、納付が遅れた場合には、その都度督促状が届き、送られてきた納付書により夫婦のどちらかが二人分の保険料を納付した。当時商売をしており、近くに郵便局や銀行もたくさんあったため、どこで納付したか覚えておらず、申立期間の保険料を納付したことが分かるものも無いが、納付のあったことを認めてほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

申立期間は、いずれも3か月と短期間であり、かつ、申立人夫婦は、申立人が厚生年金保険被保険者資格を喪失した後の昭和47年4月21日に共に国民年金被保険者資格を取得しており、それ以降、国民年金加入期間において、申立期間を除き、保険料の未納は無いことから、夫婦の納付意識は高いと考えられる。

また、申立人夫婦は、国民年金保険料の納付が遅れたことが何回かあり、申立期間も遅れたものと思うが、督促状とともに送られてきた納付書により夫婦二人分の保険料を納付したと主張しているところ、申立期間当時、夫婦は口座振替により保険料を納付しており、いずれの申立期間についても、その前後は現年度納付されていることが確認できることから、申立期間は、何らかの理由により、振替ができなかったものと考えられる。このような場合、通常市では

現年度納付書を送付し、それでも納付されなかった場合は、社会保険事務所(当時)が過年度納付書を送付することとしており、申立期間①については、国民年金被保険者台帳(マイクロフィルム)によると、夫婦共に当該期間が含まれる昭和56年度の摘要欄において納付書送付の記載も確認できることから、申立人の主張に不自然さはみられない。

さらに、オンライン記録及び国民年金被保険者台帳(マイクロフィルム)によると、申立人夫婦は共に申立期間前の昭和55年1月から同年3月までの保険料を過年度納付しており、申立期間後の平成2年から5年にかけても過年度納付した月が複数あることが確認できることから、納付意識が高いと考えられる夫婦が申立期間の保険料についても過年度納付していたと考えても不自然ではない。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

## 第1 委員会の結論

申立人の昭和56年10月から同年12月までの期間、59年10月から同年12月までの期間及び61年7月から同年9月までの期間の国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和25年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和56年10月から同年12月まで  
② 昭和59年10月から同年12月まで  
③ 昭和61年7月から同年9月まで

夫婦共に国民年金保険料を納付するのが遅れたことが何回かあった。申立期間については納付が遅れた時のことと思われる。しかし、納付が遅れた場合には、その都度督促状が届き、送られてきた納付書により夫婦のどちらかが二人分の保険料を納付した。当時商売をしており、近くに郵便局や銀行もたくさんあったため、どこで納付したか覚えておらず、申立期間の保険料を納付したことが分かるものも無いが、納付のあったことを認めてほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

申立期間は、いずれも3か月と短期間であり、かつ、申立人夫婦は、夫が厚生年金保険被保険者資格を喪失した後の昭和47年4月21日に共に国民年金被保険者資格を取得しており、それ以降、国民年金加入期間において、申立期間を除き、保険料の未納は無いことから、夫婦の納付意識は高いと考えられる。

また、申立人夫婦は、国民年金保険料の納付が遅れたことが何回かあり、申立期間も遅れたものと思うが、督促状とともに送られてきた納付書により夫婦二人分の保険料を納付したと主張しているところ、申立期間当時、夫婦は口座振替により保険料を納付しており、いずれの申立期間についても、その前後は現年度納付されていることが確認できることから、申立期間は、何らかの理由により、振替ができなかったものと考えられる。このような場合、通常市では現年度納付書を送付し、それでも納付されなかった場合は、社会保険事務所(当

時)が過年度納付書を送付することとしており、申立期間①については、国民年金被保険者台帳(マイクロフィルム)によると、夫婦共に当該期間が含まれる昭和56年度の摘要欄において納付書送付の記載も確認できることから、申立人の主張に不自然さはみられない。

さらに、オンライン記録及び国民年金被保険者台帳(マイクロフィルム)によると、申立人夫婦は共に申立期間前の昭和55年1月から同年3月までの保険料を過年度納付しており、申立期間後の平成2年から5年にかけても過年度納付した月が複数あることが確認できることから、納付意識が高いと考えられる夫婦が申立期間の保険料についても過年度納付していたと考えても不自然ではない。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

## 第1 委員会の結論

申立人の昭和53年10月から54年3月までの期間及び55年4月から56年3月までの期間の国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和33年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和53年10月から54年3月まで  
② 昭和55年4月から56年3月まで

昭和53年9月末に会社を退職し、その後勤務した店では、見習として店主宅に住み込みで働いていた。見習のため収入は無く、店主が生活の面倒をみてくれており、国民年金についても店主が加入手続をし、保険料を納付してくれていたと思う。保険料が未納とされている期間があるのは、おかしいと思うので、申立期間について、国民年金保険料を納付していたことを認めてほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

申立人は、見習として住み込みで働いていた店の店主が国民年金の加入手続及び保険料納付を行ってくれたとしているところ、申立人が所持する年金手帳及び店主に係る国民年金被保険者名簿によると、申立人及び店主の申立期間当時の住所地は一致している上、国民年金手帳記号番号払出簿及びオンライン記録によると、申立人の国民年金手帳記号番号は、昭和54年9月頃に払い出されている（被保険者資格取得日は、当初、53年9月5日とされていたが、平成20年5月8日に厚生年金保険被保険者期間が統合されたことにより、昭和53年10月1日に訂正。）ことから、店主が申立人の国民年金加入手続を行うことは可能であり、保険料についても、申立期間①は過年度保険料、申立期間②は現年度保険料として納付することが可能であった。

また、申立期間は合わせて18か月と比較的短期間であり、申立人の保険料を納付していたとする店主は、昭和45年4月以降の30年以上の長期にわたり、保険料の未納は無いことから、店主の納付意識は高かったと考えられる。

さらに、上記加入手続時期を基準とすると、申立期間①直後の昭和 54 年 4 月から同年 6 月までの期間は現年度ではあるが、保険料は過年度となる申立期間①同様に納付期限が既に到来していることから、遡って納付する期間となる  
ところ、当該期間の保険料については納付済みとされていることから、納付意識の高かった店主が申立期間①についても、遡って保険料を納付したと考える  
も不自然ではない。

加えて、申立期間②については、その前後である昭和 54 年 4 月から 55 年 3 月までの期間及び 56 年 4 月以降の保険料が納付済みとされている上、店主も納付済みとされていることから、当該期間が未納とされているのは不自然である。

このほか、昭和 54 年 4 月から申立人同様、店主宅に見習として住み込みで働いていたとする後輩も、店主が国民年金の加入手続及び保険料納付を行ってくれたと思うとしており、同後輩は 20 歳に到達した 55 年\*月以降住み込み期間中に保険料の未納は無い。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

## 第1 委員会の結論

申立人の昭和51年4月から52年6月までの期間及び同年10月から53年3月までの期間の国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和28年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和51年4月から52年6月まで  
② 昭和52年10月から53年3月まで

私は、婚姻（昭和52年3月）を契機にA市B区役所で国民年金の加入手続を行い、その時点で未納期間の国民年金保険料を遡ってまとめて納付した。その際、保険料月額が1,400円から2,200円に変わることが聞いた記憶がある。婚姻後の保険料は、私が元夫の分と一緒に二人分を納付書で納付していた。申立期間の保険料を納付したことを示す資料は無いが、申立期間の保険料が未納とされていることは納得できない。

## 第3 委員会の判断の理由

申立期間は2期間で、合計しても21か月と比較的短期間である上、申立人は、申立期間①及び②を除く国民年金加入期間（第3号被保険者期間を除く。）において国民年金保険料の未納は無く、複数回にわたる種別変更手続も適切に行われていることから、申立人の年金制度への関心及び保険料の納付意識は高いことがうかがわれる。

また、オンライン記録及び国民年金受付処理簿によると、申立人の国民年金手帳記号番号は、昭和52年4月頃にA市B区で払い出されていることから、その頃に申立人の国民年金加入手続が行われ、この加入手続の際に、資格取得日を遡って51年4月1日とする事務処理が行われたものとみられる。この手帳記号番号払出日を基準とすると、申立期間①及び②共に保険料を現年度納付することが可能であった。

さらに、申立人は、加入手続後、申立期間①のうち、昭和51年4月から52年3月までの保険料は遡ってまとめて納付し、その際、1か月の保険料月額が

1,400円から2,200円に変わることを聞いたとしているところ、51年4月から52年3月までの保険料月額が、1,400円、同年4月からの保険料月額は2,200円とされており、申立人の主張と一致していることから、申立人の主張に不自然な点は見受けられず、申立人は、申立期間①のうち、51年4月から52年3月までの保険料をまとめて納付したと考えても不自然ではない。

加えて、申立人は、婚姻（昭和52年3月）後の申立期間①のうち、同年4月から同年6月までの保険料及び申立期間②の保険料は、元夫の保険料と一緒に納付書により納付していたとしているところ、元夫の納付記録を見ると、申立期間①のうち、同年4月から同年6月までの期間及び申立期間②の保険料は納付済みとされている。このため、当該期間について申立人が元夫の保険料のみ納付し、自身の保険料を納付しなかったとは考え難く、保険料の納付意識の高かった申立人が申立期間①のうち、同年4月から同年6月までの期間及び申立期間②の保険料を元夫の分と一緒に納付したと考えても不自然ではない。

このほか、申立人の申立期間②直後の昭和53年度の保険料は、オンライン記録では納付済みとされているものの、A市の申立人の国民年金情報検索システムを見ると、当該年度の納付記録が記載されていないことが確認でき、申立期間当時、申立人に係る納付記録の管理が不適切であった状況がうかがわれる。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

## 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間のうち、平成20年1月1日から同年7月1日までの期間について、標準報酬月額の設定又は改定の基礎となる19年4月から同年6月までは標準報酬月額30万円に相当する報酬月額が事業主により申立人に支払われていたと認められることから、申立人のA社における20年1月から同年6月までの標準報酬月額に係る記録を30万円に訂正することが必要である。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 22 年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成14年6月1日から20年7月1日まで

私は、A社に平成14年6月に入社し、22年1月に退社した。ねんきん定期便を確認したところ、申立期間の標準報酬月額が、給料支払明細書の総支給額よりも低い記録になっているので、実際に支給された給与額に対応する標準報酬月額に訂正してほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

申立人は、平成14年6月1日から20年7月1日までの期間に係る年金記録の確認を求めているが、あっせんの根拠となる法律の適用については、特例的に、厚生年金保険の保険料徴収権が時効により消滅した期間のうち、申立日において保険料徴収権が時効により消滅していた期間については、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律（以下「厚生年金特例法」という。）を、その他の期間については、厚生年金保険法を適用する、という厚生労働省の見解が示されたことを踏まえて、当委員会では、上記各期間において、その期間に適用される法律に基づき記録訂正が認められるかを判断することとしている。

申立期間のうち、平成14年6月1日から20年1月1日までの期間については、本件申立日において保険料徴収権が時効により消滅していた期間であることから、厚生年金特例法を、同年1月1日から同年7月1日までの期間については、本件申立日において保険料徴収権が時効により消滅していない期間であることから、厚生年金保険法を適用する。

申立期間のうち、平成20年1月1日から同年7月1日までの期間に係る標準

報酬月額については、オンライン記録によると、同年1月から同年6月まで26万円と記録されている。

しかし、申立人から提出された給料支払明細書及び年金事務所が保管するA社の賃金台帳によると、当該期間に係る標準報酬月額の決定又は改定の基礎となる平成19年4月から同年6月までは、標準報酬月額30万円に相当する報酬月額が事業主により申立人に支払われていたことが確認できる。

したがって、申立人のA社における標準報酬月額を平成20年1月から同年6月までは、30万円に訂正することが必要である。

一方、申立期間のうち、平成14年6月1日から20年1月1日までの期間に係る標準報酬月額については、申立人から提出された給料支払明細書及び所得税の確定申告書、並びに年金事務所が保管するA社の賃金台帳により、申立人は、当該期間のうち、17年1月から19年12月まで、その主張する給与額が支給されていたことが確認できる。

しかし、厚生年金特例法に基づき標準報酬月額を改定又は決定し、これに基づき記録の訂正及び保険給付が行われるのは、事業主が源泉控除していたと認められる保険料額及び申立人の報酬月額のそれぞれに見合う標準報酬月額の範囲内であることから、これらの標準報酬月額のいずれか低い方の額を認定することとなるところ、当該期間において、申立人の給料支払明細書等で確認できる厚生年金保険料控除額に見合う標準報酬月額は、オンライン記録の標準報酬月額を超えないことが確認できる。

また、A社から提出された、「健康保険厚生年金保険被保険者資格取得確認および標準報酬決定通知書」（平成14年6月4日社会保険事務所（当時）受付）及び年金事務所が保管する「健康保険厚生年金保険被保険者報酬月額算定基礎届」（17年）に記載されている標準報酬月額は、オンライン記録の標準報酬月額と一致していることが確認できる。

さらに、同僚から提出された給料支払明細書（平成15年1月から18年5月までの41か月のうち、39か月分）によると、当該同僚の厚生年金保険料控除額に見合う標準報酬月額は、オンライン記録の標準報酬月額と一致していることが確認できることから、申立人についても、当該期間において、オンライン記録の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料が給与から控除されていた可能性が高いと考えられる。

このほか、申立期間のうち、平成14年6月1日から20年1月1日までの期間について、申立人が主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が申立期間のうち、平成14年6月1日から20年1月1日までの期間について、その主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

## 第1 委員会の結論

申立期間①について、事業主が社会保険事務所（当時）に届け出た標準報酬月額は、申立人が主張する標準報酬月額であったと認められることから、申立期間①に係る標準報酬月額の記録を30万円に訂正することが必要である。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 43 年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 平成 6 年 4 月から同年 9 月まで  
② 平成 6 年 11 月 27 日から 7 年 8 月 21 日まで

申立期間①について、私は、A社の正社員として勤務し、金属部品の研磨・加工の仕事をしていた。当時、給与は30万円ぐらいであり、保険料は2万3,000円ぐらいだった。標準報酬月額を正しいものに訂正してほしい。

申立期間②について、A社に継続して勤務していたにもかかわらず、一旦退社したこととされているのは納得できない。記録を訂正してほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

申立期間①について、オンライン記録によると、申立人の当該期間に係る標準報酬月額は、当初、申立人が主張する30万円と記録されていたところ、平成6年9月19日付けで、同年4月1日まで遡って20万円に引き下げられ、申立人が被保険者資格を喪失した日（同年11月27日）まで継続していることが確認できる。

また、オンライン記録によると、複数の同僚（4人）についても、申立人と同様に平成6年9月19日付けで、同年4月1日に遡って標準報酬月額を引き下げる旨の処理が行われていることが確認できる。

しかしながら、申立人は、「A社では継続して金属部品の研磨・加工の仕事をしており、仕事の内容が変わったり、勤務時間が変わったりしたことは無く、給与支給額や保険料控除額は変わらなかった。」と主張しているところ、ほかに申立人の当該期間に係る給与額が、遡及訂正処理後の標準報酬月額に見合う額まで減額されたことをうかがわせる周辺事情は見当たらない。

また、滞納処分票により、当該遡及訂正処理が行われた平成6年9月当時、

A社が厚生年金保険料を滞納していたことが確認できる。

これらを総合的に判断すると、平成6年9月19日付けで行われた遡及訂正処理は事実即したものと考へ難く、申立人について同年4月1日に遡って標準報酬月額減額処理を行う合理的な理由があったとは認められないことから、有効な記録訂正があったとは認められず、申立人の申立期間①に係る標準報酬月額については、事業主が社会保険事務所に当初届け出た30万円に訂正することが必要である。

申立期間②について、申立人は、「A社に継続して勤務しており、同社を退社したことがないにもかかわらず、当該期間に係る厚生年金保険の記録が無いのは納得できない。」と主張している。

しかし、申立人の当該期間における勤務実態をうかがわせる証言が得られない。

また、オンライン記録により、申立人のA社における1回目の被保険者資格の喪失（喪失日は平成6年11月27日）に係る処理年月日は7年1月5日、2回目の被保険者資格の取得（取得日は同年8月21日）に係る処理年月日は同年9月5日とされていることが確認できる上、同僚（申立人の兄）についても、申立人と同様、一旦、被保険者資格を喪失し、再度、同資格を取得していることが確認できる。

さらに、オンライン記録により、申立人のA社における1回目の被保険者資格取得時の記号番号及び健康保険整理番号と、2回目の同資格取得時の当該番号は異なっており、2回目の同資格取得時に新たに番号が付されたことが確認できる。

このほか、申立人の申立期間②における勤務実態及び厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間②に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

## 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間のうち、平成10年5月1日から同年6月1日までの期間について、その主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、当該期間の標準報酬月額に係る記録を28万円に訂正することが必要である。

なお、事業主が申立人に係る当該期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していたか否かについては、明らかでないと認められる。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 45 年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成 8 年 10 月から 10 年 5 月まで

私は、A社に勤務していた際、給与が増えていたはずなのに標準報酬月額が増額されていない。標準報酬月額を訂正してほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

申立期間のうち、平成10年5月について、A社から提出された退職所得給与所得に対する所得税源泉徴収簿により、申立人は、当該期間において、その主張する標準報酬月額（28万円）に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

なお、事業主が申立人に係る当該期間の保険料を納付する義務を履行したか否かについては、事業所は関係資料が無く不明としており、ほかに確認できる関連資料及び周辺事情が見当たらないことから、明らかでないと判断せざるを得ない。

また、政府の当該保険料を徴収する権利が時効により消滅する前に、事業主が、退職所得給与所得に対する所得税源泉徴収簿で確認できる厚生年金保険料控除額に見合う報酬月額の届出を社会保険事務所（当時）に行ったか否かについては、これを確認できる関連資料及び周辺事情が見当たらないことから、行ったとは認められない。

一方、申立期間のうち平成8年10月から10年4月までの期間については、A社から提出された退職所得給与所得に対する所得税源泉徴収簿により、厚生年

金保険料控除額に見合う標準報酬月額が、オンライン記録の標準報酬月額を超えないことが確認できる。

このほか、当該期間について、申立人が主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が、申立期間のうち、平成8年10月から10年4月までの期間について、その主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

## 第1 委員会の結論

申立期間①について、事業主が社会保険事務所（当時）に届け出た標準報酬月額は、申立人が主張する標準報酬月額であったと認められることから、当該期間に係る標準報酬月額を26万円に訂正することが必要である。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 40 年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 平成 6 年 2 月から同年 10 月まで  
② 平成 6 年 11 月 30 日から 7 年 2 月 1 日まで

A社を退職するまで、毎月 26 万円ぐらいの給与を受け取っていたはずなので、標準報酬月額を訂正してほしい。

また、私は、平成 7 年 1 月末で退職することを伝えた上でA社を退職しており、それまでは実際に勤務していたので、厚生年金保険の記録を訂正してほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

オンライン記録によると、申立人の申立期間①における標準報酬月額は、当初、申立人が主張する26万円と記録されていたところ、A社が厚生年金保険の適用事業所に該当しなくなった日（平成6年11月30日）より後の同年12月8日付けで、同年2月1日に遡って9万8,000円に引き下げられている。

また、オンライン記録によると、A社では、申立人と同様に平成6年12月8日付けで、同僚18人（事業主を含む。）の標準報酬月額についても、遡って9万8,000円に引き下げられている。

しかしながら、当該遡及訂正処理について、A社の複数の同僚は、「申立期間①当時、給与は、毎月ほぼ同じ金額だったので、標準報酬月額だけが下がっているのはおかしい。」旨証言している。

これらを総合的に判断すると、かかる処理を行う合理的な理由は無く、申立人の標準報酬月額に係る有効な記録訂正があったとは認められないことから、申立人の申立期間に係る標準報酬月額については、事業主が社会保険事務所に当初届け出た 26 万円に訂正することが必要と認められる。

申立期間②について、雇用保険の記録及び同僚の証言により、申立人は、当該期間においてA社に勤務していたことが認められる。

しかし、A社は、平成6年11月30日に厚生年金保険の適用事業所ではなくなっており、申立期間②において適用事業所であった記録は確認できない。

また、当時のA社の事業主とは、連絡が取れないため、同社が適用事業所ではなくなった後の期間に係る厚生年金保険の取扱いについて確認できない。

さらに、オンライン記録によると、申立人と同様に、平成6年11月30日にA社の厚生年金保険被保険者資格を喪失している複数の同僚が、同日付けで国民年金に加入し、当該保険料を納付していることが確認できるところ、当該複数の同僚は、「私は、A社に継続して勤務していたが、会社の指示を受けて、平成6年11月30日以降は国民年金に加入した。国民年金に加入している期間については、給与から厚生年金保険料は控除されていない。」旨証言している。

加えて、別の同僚は、「私は、平成6年11月30日以降についても、A社に勤務していた。しかし、手元に保管している給与明細書によると、同年12月分給与明細書には、厚生年金保険料が控除された旨の記載は無い。」と証言しているところ、当該同僚から提出された平成6年12月分から7年10月分までの給与明細書により、当該期間については、厚生年金保険料が控除されていないことが確認できる。

このほか、申立人の申立期間②における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間②に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

## 第1 委員会の結論

申立期間①について、事業主が社会保険事務所（当時）に届け出た標準報酬月額は、申立人が主張する標準報酬月額であったと認められることから、当該期間に係る標準報酬月額を15万円に訂正する必要がある。

また、申立期間②について、申立人は、当該期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA事業所における資格喪失日に係る記録を平成10年3月1日に訂正し、当該期間の標準報酬月額を15万円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和19年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 平成8年3月から10年1月まで  
② 平成10年2月28日から同年3月1日まで

申立期間①について、私の標準報酬月額の記録が低額となっていることが分かったので、適正な標準報酬月額に訂正してほしい。

また、申立期間②について、平成10年2月は国民年金の加入期間となっているが、私は、A事業所からB社に継続して勤務し、この間、1日も休んでいないので、厚生年金保険の被保険者として認めてほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

申立期間①について、オンライン記録によると、申立人の当該期間における標準報酬月額は、当初、申立人が主張する15万円と記録されていたところ、A事業所が厚生年金保険の適用事業所に該当しなくなった日（平成10年2月28日）より後の同年3月9日付けで、8年3月1日に遡って9万2,000円に引き下げられている。

また、オンライン記録によると、A事業所では、申立人と同様に平成10年3月9日付けで、同僚10人の標準報酬月額についても、遡って9万2,000円ないし15万円に引き下げられている。

しかし、当該遡及訂正処理について、A事業所の複数の同僚は、「申立期間①当時、給与が下がったことは無い。」旨証言している。

これらを総合的に判断すると、かかる処理を行う合理的な理由は無く、申立人の標準報酬月額に係る有効な記録訂正があったとは認められないことから、申立人の当該期間に係る標準報酬月額については、事業主が社会保険事務所に当初届け出た15万円とすることが必要と認められる。

申立期間②について、雇用保険の記録、並びにA事業所の社会保険関係事務を代行していた社会保険労務士及び同事業所の複数の同僚の証言から判断すると、申立人は同事業所及び同事業所を承継したB社に継続して勤務し（A事業所からB社に異動。）、当該期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

なお、異動日については、上記社会保険労務士が、「B社はA事業所を承継しており、この間に1日も空白は無かった。本来、同事業所に係る手続を平成10年3月1日とすべきところを、誤って同年2月28日としてしまったのだと思う。」と証言していることから、平成10年3月1日とすることが妥当である。

また、当該期間の標準報酬月額については、申立人のA事業所における平成10年1月のオンライン記録から、15万円とすることが妥当である。

一方、オンライン記録によると、A事業所は、平成10年2月28日に厚生年金保険の適用事業所ではなくなった旨の処理がなされているが、申立人及び複数の同僚は、「A事業所からB社に社名が変わった当時、約10人の従業員が異動した。」と証言している上、オンライン記録により、同事業所において同年2月28日に被保険者資格を喪失した同僚10人が、いずれも翌日の同年3月1日にB社において被保険者資格を取得していることが確認できることから、A事業所は当該期間において厚生年金保険の適用事業所としての要件を満たしていたものと判断される。

なお、申立人に係る保険料の事業主による納付義務の履行については、当時の事業主とは連絡が取れないが、当該期間はA事業所が厚生年金保険の適用事業所として記録管理がなされていない期間であることから、社会保険事務所は、申立人に係る当該期間の保険料について納入の告知を行っておらず（社会保険事務所が納入の告知を行ったものの、その後に納付されるべき保険料に充当した場合又は保険料を還付した場合を含む。）、事業主は、申立人の当該期間に係る保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

## 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間のうち、平成19年9月1日から20年9月1日までの期間について、その主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、当該期間の標準報酬月額に係る記録を19万円に訂正することが必要である。

なお、事業主は、当該期間に係る上記訂正後の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料（訂正前の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を除く。）を納付する義務を履行していないと認められる。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 46 年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成18年10月から20年8月まで

ねんきん定期便を確認したところ、A社における標準報酬月額が、実際に支給されていた給与額よりも低額になっていることが分かったので、適正なものに訂正してほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

申立期間のうち、平成19年9月から20年8月までの期間について、A社から提供された賃金台帳により、申立人は、当該期間において、その主張する標準報酬月額（19万円）に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

なお、申立人に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は当該期間に係る事務手続を誤ったと認めていることから、社会保険事務所（当時）は、申立人に係る平成19年9月から20年8月までの厚生年金保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、当該期間に係る上記訂正後の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料（訂正前の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を除く。）を納付する義務を履行していないと認められる。

一方、申立期間のうち、平成18年10月から19年8月までの期間について、オンライン記録によると、申立人の標準報酬月額は15万円とされているが、A社から提供された賃金台帳により、申立人は、当該期間において、オンライン記

録の標準報酬月額を上回る給与額が支給されていたことが確認できる。

しかし、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律に基づき標準報酬月額を改定又は決定し、これに基づき記録の訂正及び保険給付が行われるのは、事業主が源泉控除していたと認められる保険料額及び申立人の報酬月額のそれぞれに見合う標準報酬月額の範囲内であることから、これらの標準報酬月額のいずれか低い方の額を認定することとなるところ、当該期間については、申立人の賃金台帳の保険料控除額又は給与額のそれぞれに見合う標準報酬月額のいずれか低い方の額が、オンライン記録の標準報酬月額を超えないことが確認できる。

このほか、申立期間について、申立人が主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が当該期間において、その主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

## 第1 委員会の結論

申立人のA社B支店における厚生年金保険被保険者の資格喪失日は、昭和20年9月21日であったと認められることから、申立人に係る厚生年金保険被保険者資格の喪失日に係る記録を訂正することが必要である。

なお、申立期間の標準報酬月額については、1万円とすることが妥当である。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和2年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和20年5月15日から同年9月25日頃まで  
昭和17年4月1日にA社B支店C工場に養成工として入社し、20年5月にD市の同社同支店に異動になり、終戦後の同年9月25日頃に退職した。  
申立期間について、厚生年金保険の被保険者として認めてほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

申立人は、昭和17年4月1日にA社B支店C工場に入社し、同日から終戦後の20年9月25日頃まで同社同支店同工場及び異動先の同社同支店において工員として勤務し、その間、厚生年金保険（当時の名称は労働者年金保険）に加入していたとしているが、オンライン記録では、同年5月15日に同社同支店の被保険者資格を喪失したものとされている。

しかしながら、i)申立人の採用試験を受けてのA社B支店C工場への入社、戦災に伴いD市の同社同支店に疎開した状況及び同社を退職するに至った事実経過の説明は、具体性があること、ii)同社同支店同工場では部品の受入れ検査をしていたとする申立人の主張が文献の記載内容と合致すること、iii)同社同支店同工場の所在地を記した申立人の手書きの地図が同僚の手記（回想録）の記載内容と合致すること、iv)申立人が当時下宿していたとしている家が申立人の主張する場所に存在していたことが確認できること、v)当該同僚の手記に、終戦に伴う整理職員が同年9月20日に発表されたと記載されていることなどから判断すると、申立人は、申立期間のうち、少なくとも同年9月20日までの期間において同社に継続して勤務していたことが認められる。

また、A社における当時の総務、給与担当者の厚生年金保険被保険者資格の取得に係る証言、並びに同社社史の厚生年金保険被保険者資格の取得及び保険

料負担に係る記述から判断すると、申立人は、当該期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたものと推認できる。

ところで、A社B支店の健康保険厚生年金保険被保険者名簿（以下「被保険者名簿」という。）については、戦災により全て焼失し、現存する被保険者名簿は、昭和21年当時、在職していた者を対象に復元されたものであることが確認でき、当該被保険者名簿には、申立人の被保険者記録は見当たらない。

また、年金番号を払い出した際に作成される労働者年金保険被保険者台帳索引票によると、申立人が昭和17年2月1日に被保険者資格を取得したことが確認できるが、被保険者資格の喪失日については確認できない。

さらに、申立人の厚生年金保険被保険者台帳には、申立人の資格喪失日が昭和20年5月15日（解雇）と記載されていることが確認できるところ、一般的に資格喪失日が確認できない場合、社会保険事務所長は、職権で被保険者期間の認定を行っており、A社B支店の場合、当該被保険者台帳の資格喪失日に係る記録は、同社同支店の被保険者名簿が焼失したことにより資格喪失日が確認できないことから、焼失のきっかけと推認されたE空襲の翌日の同年5月15日を資格喪失日に認定し、記載したものと推認できることから、当該被保険者台帳及びオンライン記録上の資格喪失日は、事実在即したものと認められない。

以上の事実を前提にすると、申立てに係る厚生年金保険の記録が無いことの原因としては、事業主の届出漏れ、保険者による被保険者名簿への記入漏れ、被保険者名簿の焼失等の可能性が考えられるが、被保険者名簿の大規模な焼失等から半世紀も経た今日において、保険者も被保険者名簿の完全な復元を成し得ない状況の下で、申立人及び事業主にその原因がいずれにあるのかの特定を行わせることは不可能を強いるものであり、同人らにこれによる不利益を負担させるのは相当でないといふべきである。

以上を踏まえて本件を見るに、申立人が当該期間中に継続勤務した事実及び事業主による保険料の控除の事実が推認できること、申立てに係る厚生年金保険の記録は、事業主がその届出を行った後に焼失した可能性が相当高いと認められる一方で、この推認を妨げる特段の事情は見当たらないこと等の諸事情を総合して考慮すると、申立人のA社B支店における厚生年金保険被保険者の資格喪失日は、昭和20年9月21日であったと認められる。

また、当該期間の標準報酬月額は、厚生年金保険法及び船員保険法の一部を改正する法律（昭和44年法律第78号）附則第3条の規定に準じ、1万円とすることが妥当である。

なお、記録を管理する保険者は、戦災・火災等の大規模な事故により、被保険者名簿が焼失等したことから、現存する厚生年金保険の記録に相当の欠落が見られる等、記録の不完全性が明らかな場合においては、以上の事情を考慮の上、当該記録の欠落の原因が申立人又は事業主にあることが特定できない案件に関して、実情にあった適切な取扱基準を定め、これに対処すべきであるが、現時点ではこれが十分になされているとは言えない。

## 第1 委員会の結論

申立人の申立期間①から⑤までに係る標準賞与額については、厚生年金保険法第75条本文の規定により、年金額の計算の基礎となる標準賞与額とならない記録とされているが、申立人は、当該期間に係る厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められることから、当該記録を取り消し、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律に基づき、申立人の当該期間の標準賞与額を、申立期間①は40万円、申立期間②は37万1,000円、申立期間③は34万2,000円、申立期間④は33万3,000円、申立期間⑤は31万4,000円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和24年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 平成16年7月20日  
② 平成16年12月20日  
③ 平成17年7月20日  
④ 平成17年12月20日  
⑤ 平成18年7月20日

申立期間に係る賞与の記録が欠落していることが分かった。賞与から保険料を控除されていたので、申立期間について、記録を訂正してほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

申立期間①から⑤までについて、A社から提出された賞与計算書により、申立人は、当該期間において、その主張する標準賞与額（申立期間①は40万円、申立期間②は37万1,000円、申立期間③は34万2,000円、申立期間④は33万3,000円、申立期間⑤は31万4,000円）に基づく厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められる。

なお、申立人に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、当該保険料を徴収する権利が時効により消滅した後に、事業主が申立期間当時に事務手続を誤ったとして訂正の届出を行っていることから、社会保険事務所（当時）は、申立人に係る申立期間の標準賞与額に基づく保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、当該保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

## 第1 委員会の結論

申立人の申立期間①から⑤までに係る標準賞与額については、厚生年金保険法第75条本文の規定により、年金額の計算の基礎となる標準賞与額とならない記録とされているが、申立人は、当該期間に係る厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められることから、当該記録を取り消し、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律に基づき、申立人の当該期間の標準賞与額を、申立期間①は36万円、申立期間②は35万1,000円、申立期間③は32万2,000円、申立期間④及び⑤は31万4,000円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和42年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 平成16年7月20日  
② 平成16年12月20日  
③ 平成17年7月20日  
④ 平成17年12月20日  
⑤ 平成18年7月20日

申立期間に係る賞与の記録が欠落していることが分かった。賞与から保険料を控除されていたので、申立期間について、記録を訂正してほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

申立期間①から⑤までについて、A社から提出された賞与計算書により、申立人は、当該期間において、その主張する標準賞与額（申立期間①は36万円、申立期間②は35万1,000円、申立期間③は32万2,000円、申立期間④及び⑤は31万4,000円）に基づく厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められる。

なお、申立人に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、当該保険料を徴収する権利が時効により消滅した後に、事業主が申立期間当時に事務手続を誤ったとして訂正の届出を行っていることから、社会保険事務所（当時）は、申立人に係る申立期間の標準賞与額に基づく保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、当該保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

## 第1 委員会の結論

申立人の申立期間①から⑤までに係る標準賞与額については、厚生年金保険法第75条本文の規定により、年金額の計算の基礎となる標準賞与額とならない記録とされているが、申立人は、当該期間に係る厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められることから、当該記録を取り消し、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律に基づき、申立人の当該期間の標準賞与額を、申立期間①は16万円、申立期間②及び③は16万6,000円、申立期間④は16万2,000円、申立期間⑤は19万1,000円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和39年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 平成16年7月20日  
② 平成16年12月20日  
③ 平成17年7月20日  
④ 平成17年12月20日  
⑤ 平成18年7月20日

申立期間に係る賞与の記録が欠落していることが分かった。賞与から保険料を控除されていたので、申立期間について、記録を訂正してほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

申立期間①から⑤までについて、A社から提出された賞与計算書により、申立人は、当該期間において、その主張する標準賞与額（申立期間①は16万円、申立期間②及び③は16万6,000円、申立期間④は16万2,000円、申立期間⑤は19万1,000円）に基づく厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められる。

なお、申立人に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、当該保険料を徴収する権利が時効により消滅した後に、事業主が申立期間同時に事務手続を誤ったとして訂正の届出を行っていることから、社会保険事務所（当時）は、申立人に係る申立期間の標準賞与額に基づく保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、当該保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

## 第1 委員会の結論

申立人の申立期間①から⑤までに係る標準賞与額については、厚生年金保険法第75条本文の規定により、年金額の計算の基礎となる標準賞与額とならない記録とされているが、申立人は、当該期間に係る厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められることから、当該記録を取り消し、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律に基づき、申立人の当該期間の標準賞与額を、申立期間①は10万円、申立期間②及び③は9万8,000円、申立期間④は9万6,000円、申立期間⑤は11万5,000円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和40年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 平成16年7月20日  
② 平成16年12月20日  
③ 平成17年7月20日  
④ 平成17年12月20日  
⑤ 平成18年7月20日

申立期間に係る賞与の記録が欠落していることが分かった。賞与から保険料を控除されていたので、申立期間について、記録を訂正してほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

申立期間①から⑤までについて、A社から提出された賞与計算書により、申立人は、当該期間において、その主張する標準賞与額（申立期間①は10万円、申立期間②及び③は9万8,000円、申立期間④は9万6,000円、申立期間⑤は11万5,000円）に基づく厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められる。

なお、申立人に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、当該保険料を徴収する権利が時効により消滅した後に、事業主が申立期間当時に事務手続を誤ったとして訂正の届出を行っていることから、社会保険事務所（当時）は、申立人に係る申立期間の標準賞与額に基づく保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、当該保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

## 第1 委員会の結論

申立人の申立期間①、②及び③に係る標準賞与額については、厚生年金保険法第75条本文の規定により、年金額の計算の基礎となる標準賞与額とならない記録とされているが、申立人は、当該期間に係る厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められることから、当該記録を取り消し、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律に基づき、申立人の当該期間の標準賞与額を、申立期間①は20万円、申立期間②は29万3,000円、申立期間③は76万1,000円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和41年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 平成16年7月20日  
② 平成16年12月20日  
③ 平成18年7月20日

申立期間に係る賞与の記録が欠落していることが分かった。賞与から保険料を控除されていたので、申立期間について、記録を訂正してほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

申立期間①、②及び③について、A社から提出された賞与計算書により、申立人は、当該期間において、その主張する標準賞与額(申立期間①は20万円、申立期間②は29万3,000円、申立期間③は76万1,000円)に基づく厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められる。

なお、申立人に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、当該保険料を徴収する権利が時効により消滅した後に、事業主が申立期間当時に事務手続を誤ったとして訂正の届出を行っていることから、社会保険事務所(当時)は、申立人に係る申立期間の標準賞与額に基づく保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、当該保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

## 第1 委員会の結論

申立人の申立期間①、②及び③に係る標準賞与額については、厚生年金保険法第75条本文の規定により、年金額の計算の基礎となる標準賞与額とならない記録とされているが、申立人は、当該期間に係る厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められることから、当該記録を取り消し、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律に基づき、申立人の当該期間の標準賞与額を、申立期間①は20万円、申立期間②は29万3,000円、申立期間③は47万6,000円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和47年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 平成16年7月20日  
② 平成16年12月20日  
③ 平成18年7月20日

申立期間に係る賞与の記録が欠落していることが分かった。賞与から保険料を控除されていたので、申立期間について、記録を訂正してほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

申立期間①、②及び③について、A社から提出された賞与計算書により、申立人は、当該期間において、その主張する標準賞与額(申立期間①は20万円、申立期間②は29万3,000円、申立期間③は47万6,000円)に基づく厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められる。

なお、申立人に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、当該保険料を徴収する権利が時効により消滅した後に、事業主が申立期間当時に事務手続を誤ったとして訂正の届出を行っていることから、社会保険事務所(当時)は、申立人に係る申立期間の標準賞与額に基づく保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、当該保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

## 第1 委員会の結論

申立人の申立期間に係る標準賞与額については、厚生年金保険法第75条本文の規定により、年金額の計算の基礎となる標準賞与額とならない記録とされているが、申立人は、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められることから、当該記録を取り消し、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律に基づき、申立人の申立期間の標準賞与額を4万8,000円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和48年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成18年7月20日

申立期間に係る賞与の記録が欠落していることが分かった。賞与から保険料を控除されていたので、申立期間について、記録を訂正してほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

申立期間について、A社から提出された賞与計算書により、申立人は、申立期間において、その主張する標準賞与額（4万8,000円）に基づく厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められる。

なお、申立人に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、当該保険料を徴収する権利が時効により消滅した後に、事業主が申立期間当時に事務手続を誤ったとして訂正の届出を行っていることから、社会保険事務所（当時）は、申立人に係る申立期間の標準賞与額に基づく保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、当該保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

## 第1 委員会の結論

申立人のA社における資格取得日は昭和19年10月1日、資格喪失日は20年8月16日であると認められることから、申立期間に係る厚生年金保険被保険者資格の取得日及び喪失日に係る記録を訂正することが必要である。

なお、当該期間の標準報酬月額については、1万円とすることが妥当である。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和4年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和19年6月1日から20年8月16日まで

私は、昭和19年3月に国民学校を卒業し、同年6月1日にA社に工員として入社した。同社に既に入社していた同級生の何人かに年金記録がある上、私と同じ作業場で、同じ仕事をしていた同級生にも年金記録があるとのことであり、自分だけ無いのは納得できない。調査の上、申立期間について、厚生年金保険の被保険者として認めてほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

申立期間にA社の厚生年金保険被保険者記録のある複数の同僚が申立人を記憶している上、申立人と同じ職場で勤務していた同僚が、「自分が入社したと記憶している時期(昭和19年10月1日)には、既に申立人は勤務していた。」と証言していることから、申立人は、申立期間のうち、遅くとも昭和19年10月1日には同社に勤務していたことが推認できる。

また、終戦(昭和20年8月15日)に伴う工場閉鎖、A社を退職するまでの経緯等に係る申立人の記憶は具体的であり、前述の同僚も、「申立人とは終戦まで一緒に勤務した。」と証言していることから、申立人は、同年8月15日まで同社に継続して勤務していたことが推認できる。

さらに、オンライン記録によると、申立人と同じ国民学校からA社に入社し、同じ工場に勤務していた同僚二人は、昭和19年10月1日から20年8月16日までの期間に係る被保険者記録が確認できることから、申立人も、少なくとも同じ期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたものと推認できる。

一方、A社の厚生年金保険被保険者名簿(以下「被保険者名簿」という。)

については、戦災により全て焼失し、現存する被保険者名簿は無く、復元もされていない。また、年金番号を払い出す際に作成される厚生年金保険被保険者台帳索引票については、被保険者名簿とは異なり戦災による大規模な焼失は免れているものの、何らかの事情により、かなりの数の番号の欠落が見られ、これによって被保険者名簿を復元することも困難な状況にある。

以上の事実を前提にすると、申立てに係る厚生年金保険の記録が無いことの原因としては、事業主の届出漏れ、保険者による被保険者名簿への記入漏れ、被保険者名簿の戦災による焼失等の可能性も考えられるが、当該戦災から 65 年も経た今日において、保険者も被保険者名簿の復元をなしえない状況の下で、申立人及び事業主にその原因がいずれにあるかの特定を行わせることは不可能を強いるものであり、同人らにこれによる不利益を負担させるのは相当ではないというべきである。

以上を踏まえて本件を見るに、申立人が申立期間のうち、昭和 19 年 10 月 1 日から 20 年 8 月 15 日までの期間において継続勤務した事実及び事業主による保険料控除の事実が推認できること、申立てに係る厚生年金保険の記録は、事業主がその届出を行った後に戦災により焼失した可能性が相当高いと認められる一方で、この推認を妨げる特段の事情は見当たらないこと等の諸事情を総合して考慮すると、事業主は、申立人が 19 年 10 月 1 日に厚生年金保険被保険者資格を取得した旨の届出を社会保険事務所(当時は保険出張所)に対して行ったと認めるのが相当であり、かつ、申立人の A 社における厚生年金保険被保険者資格の喪失日は、20 年 8 月 16 日とすることが妥当であると判断する。

また、申立期間の標準報酬月額は、厚生年金保険法及び船員保険法の一部を改正する法律(昭和 44 年法律第 78 号)附則第 3 条の規定に準じ、1 万円とすることが妥当である。

なお、記録を管理する保険者は、戦災・火災等の大規模な事故により、被保険者名簿が焼失等したことから、現存する厚生年金保険の記録に相当の欠落が見られる等、記録の不完全性が明らかな場合においては、以上の事情を考慮の上、当該記録の欠落の原因が申立人又は事業主にあることが特定できない案件に関して、実情にあった適切な取扱基準を定め、これに対処すべきであるが、現時点ではこれが十分になされているとは言えない。

一方、申立期間のうち、昭和 19 年 6 月 1 日から同年 10 月 1 日までの期間について、申立人は、同年 3 月に国民学校を卒業し、体を壊して療養した後、A 社に同年 6 月頃から養成工として入社したとしているものの、具体的な入社時期に関する記憶は曖昧であり、申立人より前に同社に入社した同じ学校の同級生の同僚からも、申立人の入社時期を特定できる証言が得られないほか、申立人の当該期間に係る勤務実態について確認できる関連資料及び周辺事情も見当たらないことから、申立人が厚生年金保険被保険者として、当該期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

## 第1 委員会の結論

申立人の申立期間①のうち、昭和34年8月1日から同年10月1日までの期間について、事業主が社会保険事務所（当時）に届け出た標準報酬月額が1万8,000円であったことが認められることから、当該期間の標準報酬月額に係る記録を1万8,000円に訂正することが必要である。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和10年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和33年3月から35年12月まで  
② 昭和36年8月から39年3月まで  
③ 昭和39年9月から42年9月まで  
④ 昭和43年1月から同年9月まで

申立期間①はA社に勤務し、一度も給与を下げられたことは無いが、標準報酬月額が下がっている期間がある。また、申立期間②はB社に勤務し給与3万円、申立期間③はC事業所に勤務し給与4万円、申立期間④はD社に勤務し給与6万円の条件で、各社の当時の社長と合意していたが、いずれの期間も合意した給与額と比べて標準報酬月額が低い。調査の上、申立期間①、②、③及び④の標準報酬月額の記録を訂正してほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

申立期間①のうち、昭和34年8月及び同年9月の標準報酬月額については、オンライン記録において、1万2,000円とされているが、健康保険厚生年金保険被保険者名簿によると、同年8月1日付けの随時改定により1万8,000円に増額されていることが確認できることから、事業主は、同日付けで申立人の当該期間に係る標準報酬月額を1万8,000円に改定する旨の届出を社会保険事務所に行ったことが認められる。

一方、当該期間のうち、昭和34年8月及び同年9月を除く期間については、申立人の健康保険厚生年金保険被保険者名簿における標準報酬月額は、オンライン記録の標準報酬月額と一致している上、当該期間に係る標準報酬月額には遡及訂正等の不自然な処理が行われた形跡も無い。

また、A社は、既に厚生年金保険の適用事業所ではなくなっており、当時の事業主も亡くなっていることから、申立人の当該期間に係る給与支給額及び保険料控除額について確認できない。

さらに、当時の同僚からも、当該期間における給与額及び保険料控除額について証言も得られない。

申立期間②、③及び④については、申立人の健康保険厚生年金保険被保険者名簿における標準報酬月額、オンライン記録の標準報酬月額と一致している上、当該期間に係る標準報酬月額には遡及訂正等の不自然な処理が行われた形跡も無い。

また、申立人が申立期間②及び③において勤務していたとするB社及びC事業所は、いずれも既に厚生年金保険の適用事業所ではなくなっており、当時の事業主も亡くなっているか、連絡先が明らかでないことから、申立人の当該期間に係る給与支給額及び保険料控除額について確認できない。

さらに、B社及びC事業所の当時の同僚からも、当該期間における給与額及び保険料控除額について証言も得られない。

加えて、申立人が申立期間④において勤務していたとするD社から提出された申立人に係る健康保険厚生年金保険被保険者資格取得確認通知書、同被保険者標準報酬決定通知書及び同被保険者資格喪失確認通知書の写しに記載されている標準報酬月額は、オンライン記録の標準報酬月額と一致している。

このほか、申立期間①のうち、昭和34年8月及び同年9月を除く期間、並びに申立期間②、③及び④において、申立人が主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が申立期間①のうち、昭和34年8月及び同年9月を除く期間、並びに申立期間②、③及び④において、その主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

## 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、その主張する標準賞与額（3万円）に基づく厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められることから、申立期間の標準賞与額に係る記録を3万円に訂正することが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 49 年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成 16 年 4 月 7 日

A社の賞与明細書により、申立期間に支給された特別報酬から厚生年金保険料を控除されていることを確認できるが、その記録が無い。この厚生年金保険料が年金給付額に反映されるよう標準賞与額の記録を訂正してほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

申立人から提出された賞与明細書により、申立人は、申立期間において、その主張する標準賞与額（3万円）に基づく厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められる。

なお、申立人に係る保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は、「保険料を納付したか否かについて不明である。申立期間において申立人を含む7人に特別報酬（賞与）を支給した。」としているものの、オンライン記録によると、申立人を含む当該7人について、申立期間に係る標準賞与額の記録が確認できず、社会保険事務所（当時）が当該7人全員に係る届出をいずれも記録しなかったとは考え難いことから、事業主は、申立期間に係る賞与支払届を社会保険事務所に提出しておらず、その結果、社会保険事務所は、申立人の申立期間に係る標準賞与額に基づく保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、申立期間に係る保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

## 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、その主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立期間の標準報酬月額に係る記録を26万円に訂正する必要がある。

なお、事業主は、申立期間に係る上記訂正後の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料（訂正前の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を除く。）を納付する義務を履行していないと認められる。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和44年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成12年8月から14年9月まで

ねんきん定期便の記録は標準報酬月額22万円となっているが、給与支給明細書では、26万円の標準報酬月額に見合う厚生年金保険料が控除されているので、申立期間について、適正な標準報酬月額に訂正してほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

申立人から提出された給与支給明細書により、申立人は、申立期間において34万円から44万円の標準報酬月額に相当する総支給金額（支給額計）を支給され、26万円の標準報酬月額に見合う厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

ただし、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律に基づき標準報酬月額を改定又は決定し、これに基づき記録の訂正及び保険給付が行われるのは、事業主が源泉控除していたと認められる保険料額及び申立人の報酬月額のそれぞれに見合う標準報酬月額の範囲内であることから、これらの標準報酬月額のいずれか低い方の額を認定することとなる。

したがって、申立期間の標準報酬月額については、給与支給明細書において確認できる保険料控除額から、26万円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る上記訂正後の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料の納付義務の履行については、給与支給明細書において確認できる保険料控除額に見合う標準報酬月額と、オンライン記録の標準報酬月額が長期にわたり一致し

ていないことから、事業主は、給与支給明細書で確認できる保険料控除額に見合う標準報酬月額を届け出ておらず、その結果、社会保険事務所（当時）は、当該標準報酬月額に基づく保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、当該保険料（訂正前の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を除く。）を納付する義務を履行していないと認められる。

## 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、その主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立期間の標準報酬月額に係る記録を26万円に訂正する必要がある。

なお、事業主は、申立期間に係る上記訂正後の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料（訂正前の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を除く。）を納付する義務を履行していないと認められる。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和25年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成19年11月から20年2月まで

A社在職中の標準報酬月額が実際の総支給金額と異なっている旨の申立てをしたところ、時効消滅している期間については、あっせんによる記録訂正が行われたので、前回の申立て時点で時効消滅していなかった今回の申立期間についても、同じく記録を訂正してほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

申立人から提出された給与支給明細書により、申立人は、申立期間において、その主張する標準報酬月額（26万円）に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

なお、申立人に係る保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は、申立てどおりの届出を行っていないことを認めていることから、社会保険事務所（当時）は、申立人が主張する申立期間の標準報酬月額に基づく保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、申立期間に係る上記訂正後の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料（訂正前の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を除く。）を納付する義務を履行していないと認められる。

## 第1 委員会の結論

申立人の標準報酬月額の記事については、申立期間のうち、平成19年7月は15万円、同年8月は16万円、同年9月は15万円、同年10月は16万円、同年11月は15万円、20年1月は16万円、同年2月は15万円、同年3月は16万円、同年4月は15万円、同年5月から同年8月までの期間は16万円に訂正する必要がある。

なお、事業主が申立人に係る上記訂正後の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料（訂正前の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を除く。）を納付する義務を履行したか否かについては、明らかでない認められる。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和27年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成19年7月から20年8月まで

ねんきん定期便を確認したところ、厚生年金保険の標準報酬月額と保険料納付額が異なっている。給与支給明細書により、1万1,713円又は1万1,996円の保険料を控除されていたことが確認できるので、保険料控除額に見合う標準報酬月額に訂正してほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

申立期間のうち、平成19年7月から同年11月までの期間及び20年1月から同年8月までの期間については、申立人から提出された給与支給明細書により、申立人は、当該期間において15万円から22万円の標準報酬月額に見合う総支給額を支給され、16万円の標準報酬月額に見合う厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

ただし、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律に基づき標準報酬月額を改定又は決定し、これに基づき記録の訂正及び保険給付が行われるのは、事業主が源泉控除していたと認められる保険料額及び申立人の報酬月額のそれぞれに見合う標準報酬月額の範囲内であることから、これらの標準報酬月額のいずれか低い方の額を認定することとなる。

したがって、当該期間の標準報酬月額については、給与支給明細書において

確認できる総支給額又は保険料控除額から、平成19年7月は15万円、同年8月は16万円、同年9月は15万円、同年10月は16万円、同年11月は15万円、20年1月は16万円、同年2月は15万円、同年3月は16万円、同年4月は15万円、同年5月から同年8月までの期間は16万円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る上記訂正後の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料の納付義務の履行については、A社からは回答が得られず、ほかに確認できる関連資料及び周辺事情は無いことから、明らかでないと判断せざるを得ない。

また、政府の当該保険料を徴収する権利が時効により消滅する前に、事業主が申立てどおりの標準報酬月額に係る届出を社会保険事務所（当時）に行ったか否かについては、これを確認できる関連資料及び周辺事情が無いことから、行ったとは認められない。

一方、申立期間のうち、平成19年12月については、申立人から提出された給与支給明細書により、事業主が申立人の給与から源泉控除していたと認められる保険料額及び申立人の総支給額のそれぞれに見合う標準報酬月額のいずれか低い方の額が、オンライン記録の標準報酬月額を超えないことから、申立人の同年12月の標準報酬月額に係る記録を訂正する必要は認められない。

## 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社B支店における資格取得日に係る記録を昭和35年2月1日に、資格喪失日に係る記録を同年3月1日に訂正し、申立期間の標準報酬月額を1万4,000円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和12年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和35年2月1日から同年3月1日まで

昭和31年3月にA社に入社し、平成9年5月30日に定年退職するまで継続して同社に勤務していた。同社C支店開設（昭和35年3月1日）準備のため、同年1月21日付けの辞令で同社B支店勤務を命ぜられ、D市で当初は上司と2人で仕事を始め、途中で同社同支店から応援が来て、2月下旬には4人で仕事をしていた。給与明細書を提出するので、申立期間について、厚生年金保険の被保険者として認めてほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

申立人から提出された昭和35年1月21日付けのA社B支店への勤務辞令、給料明細書、同社から提出された人事記録及び雇用保険の記録により、申立人は、同社に継続して勤務し（同社E支店から同社B支店に異動し、同社同支店から同社C支店に異動。）、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

なお、異動日については、申立人は、「C支店開設準備のため実際に赴任したのは昭和35年2月1日、開設日は同年3月1日であった。」と主張しているところ、申立人から提出された上記勤務辞令及びA社C支店の厚生年金保険の新規適用年月日（昭和35年3月1日）などから判断すると、同社E支店から同社B支店への異動日は同年2月1日、同社同支店から同社C支店への異動日は同年3月1日とすることが妥当である。

また、申立期間の標準報酬月額については、申立人から提出された昭和 35 年 2 月の給料明細書において確認できる保険料控除額から、1 万 4,000 円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る保険料の事業主による納付義務の履行については、A 社は、「厚生年金保険に係る当時の資料は無く不明。」と回答しているが、事業主から申立てどおりの被保険者資格の取得に係る届出が提出された場合には、その後、被保険者資格の喪失届も提出される機会があったことになるが、いずれの機会においても、社会保険事務所（当時）が当該届出を記録しないと考えることから、事業主から社会保険事務所に資格の得喪に係る届出は行われておらず、その結果、社会保険事務所は、申立人に係る申立期間の保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、申立期間に係る保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

## 第1 委員会の結論

事業主が社会保険事務所（当時）に届け出た標準報酬月額は、申立人が主張する標準報酬月額（14万2,000円）であったと認められることから、申立人の申立期間に係る標準報酬月額の記録を14万2,000円に訂正することが必要である。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和45年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成3年4月から同年8月まで

日本年金機構から、A社（B支店）で勤務していた期間の標準報酬月額の記録が引き下げられていると連絡があった。勤務していた期間に給料が減額されたことは無いので、元の記録に訂正してほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

オンライン記録によると、申立人の申立期間の標準報酬月額は、当初、申立人が主張する14万2,000円と記録されていたところ、申立人のA社における資格喪失日（平成3年9月1日）より後の同年12月2日付けで、申立人の同社における資格取得日（同年4月1日）まで遡って、11万円に引き下げられていることが確認できる。

また、オンライン記録によると、A社の代表取締役及び複数の同僚についても、申立人と同様に平成3年12月2日付けで、同年4月1日より前に資格取得している者は同年8月1日又は同年10月1日まで遡って、同年4月1日以降に資格取得している者は取得日まで遡って、標準報酬月額を引き下げる旨の処理が行われていることが確認できる。

しかし、申立人は、「当時の給料支給額は19万円程度で、在勤中に給料が減額されたことは無い。事業主から標準報酬月額を引き下げる旨の説明は無く、日本年金機構から連絡が来て初めて知った。」としている上、複数の同僚からも、申立期間当時の給料支給額が当該遡及訂正後の標準報酬月額（11万円）に見合う額まで減額されたことをうかがわせる証言は得られない。

また、申立人と同じ平成3年12月2日付けで、同年8月から4年2月まで

の期間に係る標準報酬月額（20万円）を遡って11万円に引き下げられている同僚から提出された給料支払明細書によると、当該同僚の当該期間に係る給料支給額に見合う標準報酬月額は、当該遡及訂正前の標準報酬月額（20万円）と一致することが確認できる。

さらに、申立期間当時、A社が厚生年金保険料を滞納していたことを確認できる資料等は見当たらないものの、申立期間当時の同社B支店の経理担当者は、「給与計算及び厚生年金保険の事務は、本社で一括して行っていた。当時、様々な支払が滞っていたので、厚生年金保険料についても滞納があったと思う。そのため、遡って標準報酬月額を引き下げたのではないか。」と証言しており、当時の同社が厚生年金保険料を滞納していたことがうかがえる。

これらを総合的に判断すると、かかる処理を行う合理的な理由は無く、申立人の標準報酬月額に係る有効な記録訂正があったとは認められないことから、申立人の申立期間に係る標準報酬月額については、事業主が社会保険事務所に当初届け出た14万2,000円に訂正することが必要と認められる。

## 第1 委員会の結論

申立人の申立期間①及び②に係る標準賞与額については、厚生年金保険法第75条本文の規定により、年金額の計算の基礎とならない標準賞与額と記録されているが、申立人は、当該期間に係る厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められることから、当該記録を取り消し、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律に基づき、申立人の標準賞与額に係る記録を、申立期間①は7万円、申立期間②は15万5,000円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

## 第2 申立ての要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和46年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 平成19年12月18日  
② 平成20年7月15日

申立期間において、A社の賞与から厚生年金保険料が控除されているが、時効により厚生年金保険料の納付ができず、厚生年金保険の給付額に反映されていないので、当該賞与について、厚生年金保険の給付対象期間に入れてほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

申立人から提出された賃金台帳の写しにより、申立人は、申立期間①において7万円、申立期間②において15万5,000円の標準賞与額に基づく厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められる。

なお、申立人に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、当該保険料を徴収する権利が時効により消滅した後に、事業主が当該期間当時に賞与支払届の提出を失念していたとして訂正の届出を行っていることから、社会保険事務所(当時)は、当該期間の標準賞与額に基づく保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、当該保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

## 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、その主張する標準賞与額（60万円）に基づく厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められることから、申立期間の標準賞与額に係る記録を60万円に訂正する必要がある。

なお、事業主は、申立人に係る当該標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

## 第2 申立ての要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和18年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成17年9月26日

A社で支給された役員賞与のうち、平成17年9月支給分が、賞与から厚生年金保険料を控除されているにもかかわらず、標準賞与額の記録が無い。このため、申立期間について、標準賞与の記録を訂正してほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

A社から提出された賃金台帳の写しにより、申立人は、申立期間において、その主張する標準賞与額（60万円）に基づく厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められる。

なお、申立人に係る保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は、申立てに係る賞与支払届を社会保険事務所（当時）に提出しておらず、保険料も納付していないとしていることから、社会保険事務所は、申立期間の標準賞与額に基づく保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、当該保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

## 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、その主張する標準賞与額（150万円）に基づく厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められることから、申立期間の標準賞与額に係る記録を150万円に訂正する必要がある。

なお、事業主は、申立人に係る当該標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

## 第2 申立ての要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 21 年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成 17 年 9 月 26 日

A社で支給された役員賞与のうち、平成 17 年 9 月支給分が、賞与から厚生年金保険料を控除されているにもかかわらず、標準賞与額の記録が無い。このため、申立期間について、標準賞与の記録を訂正してほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

申立人から提出された賞与明細書及びA社から提出された賃金台帳の写しにより、申立人は、申立期間において、その主張する標準賞与額（150万円）に基づく厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められる。

なお、申立人に係る保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は、申立てに係る賞与支払届を社会保険事務所（当時）に提出しておらず、保険料も納付していないとしていることから、社会保険事務所は、申立期間の標準賞与額に基づく保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、当該保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

## 愛知厚生年金 事案5344

### 第1 委員会の結論

申立人の申立期間に係る標準報酬月額記録については、平成9年10月は13万4,000円、同年11月及び同年12月は15万円、10年1月は10万4,000円、同年2月は15万円に訂正することが必要である。

なお、事業主が申立人に係る上記訂正後の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料（訂正前の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を除く。）を納付する義務を履行したか否かについては、明らかでない認められる。

### 第2 申立の要旨等

#### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 29 年生  
住 所 :

#### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成9年10月から10年2月まで

平成9年10月から10年2月までの標準報酬月額が、当時の給与支払明細書で確認できる厚生年金保険料の控除額に相当する標準報酬月額よりも低いため、標準報酬月額を訂正してほしい。

### 第3 委員会の判断の理由

申立人から提出された給与支払明細書によると、申立人は、申立期間において、その主張する標準報酬月額（15万円）に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

しかし、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律に基づき標準報酬月額を改定又は決定し、これに基づき記録の訂正及び保険給付が行われるのは、事業主が源泉控除していたと認められる保険料額及び申立人の報酬月額のそれぞれに見合う標準報酬月額の範囲内であることから、これらの標準報酬月額のいずれか低い方の額を認定することとなる。

したがって、当該期間の標準報酬月額については、給与支払明細書において確認できる給与額又は保険料控除額から、平成9年10月は13万4,000円、同年11月及び同年12月は15万円、10年1月は10万4,000円、同年2月は15万円とすることが妥当である。

なお、申立期間に係る保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は不明としており、このほかに確認できる関連資料及び周辺事情は無いこ

とから、明らかでないとは判断せざるを得ない。

また、政府の当該保険料を徴収する権利が時効により消滅する前に、事業主が申立てどおりの標準報酬月額に係る届出を社会保険事務所（当時）に行ったか否かについては、これを確認できる関連資料及び周辺事情が無いことから、行ったとは認められない。

## 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間①及び②に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社B支店における資格取得日に係る記録を昭和29年4月1日、同社C支店における資格喪失日に係る記録を31年5月1日に訂正し、申立期間①の標準報酬月額を8,000円、申立期間②の標準報酬月額を1万円とすることが必要である。

なお、事業主が申立人に係る申立期間①及び②の厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、明らかでない認められる。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏名 : 男  
基礎年金番号 :  
生年月日 : 昭和11年生  
住所 :

### 2 申立内容の要旨

申立期間 : ① 昭和29年4月1日から同年5月1日まで  
② 昭和31年4月21日から同年5月1日まで

私は、高校卒業後の昭和29年4月1日にA社に入社し、平成6年2月まで継続して勤務したが、年金記録を確認したところ、申立期間①及び②の記録が無いことが分かった。

私は、確かに勤務していたので、申立期間について、厚生年金保険の被保険者として認めてほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

申立期間①について、雇用保険の記録、A社の事務担当者の証言及び同社から提出された人事記録により、申立人が同社B支店に昭和29年4月1日から勤務していたことが認められる。

また、A社の事務担当者は、「従業員は、入社時に厚生年金保険の被保険者資格を取得する手続きを行っている。また、当時は、厚生年金保険の被保険者資格の得喪については、各支店において手続きを行っていたが、給与計算は本社で行っていたので、申立期間①については、申立人の給与から厚生年金保険料を控除していたと思われる。」と証言しているところ、同時期に入社したと申立人が記憶する二人の同僚は、オンライン記録によると、昭和29年4月に被保険者資格を取得していることが確認できる。

これらを総合的に判断すると、申立人は、申立期間①に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間①の標準報酬月額については、申立人のA社B支店における健康保険厚生年金保険被保険者名簿の昭和29年5月の記録から、8,000円とすることが妥当である。

申立期間②について、雇用保険の記録及びA社から提出された人事記録により、申立人が、A社に継続して勤務し（同社C支店から同社D支店に異動。）、当該期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

なお、異動日については、申立人が「昭和31年4月末頃にA社C支店から同社D支店に異動した。」と主張しており、A社の事務担当者も、「社会保険手続は、原則、1日付けで行っていた。」と証言していることから判断して、同年5月1日とすることが妥当である。

また、申立期間②の標準報酬月額については、申立人のA社C支店における厚生年金保険被保険者台帳の昭和31年3月の記録から、1万円とすることが妥当である。

なお、申立人の申立期間①及び②に係る保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は不明としており、このほかに確認できる関連資料及び周辺事情は無いことから、明らかでないと判断せざるを得ない。

また、政府の当該保険料を徴収する権利が時効により消滅する前に、事業主が申立てどおりの被保険者資格の取得日及び喪失日に係る届出を社会保険事務所（当時）に行ったか否かについては、これを確認できる関連資料及び周辺事情が無いことから、行ったとは認められない。

## 愛知厚生年金 事案5346

### 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、A社B支店における資格取得日に係る記録を昭和34年9月1日に訂正し、申立期間の標準報酬月額を1万8,000円とすることが必要である。

なお、事業主が申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、明らかでない認められる。

### 第2 申立の要旨等

#### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和8年生  
住 所 :

#### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和34年9月1日から同年10月1日まで

私は、大学卒業後の昭和31年4月にA社に入社し、平成5年6月まで継続して勤務したが、年金記録を確認したところ、申立期間の記録が無いことが分かった。

私は、確かに勤務していたので、申立期間について、厚生年金保険の被保険者として認めてほしい。

### 第3 委員会の判断の理由

雇用保険の記録、A社から提出された人事記録及びC健康保険組合の記録から判断して、申立人が、同社に継続して勤務し（同社D支店から同社B支店に異動。）、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

なお、異動日については、A社D支店及び同社B支店において事務を担当していた同僚は、「私は、昭和34年10月1日にA社D支店から同社B支店に異動したが、申立人は、その前に異動していた。同年9月1日に同社同支店で厚生年金保険の被保険者資格を取得するところ、何らかの事情で遅れたものと思われる。」と証言していることから、昭和34年9月1日とすることが妥当である。

また、申立期間の標準報酬月額については、申立人のA社B支店における厚生年金保険被保険者名簿の昭和34年10月の記録から、1万8,000円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は不明としており、このほかに確認できる関連資料及び周辺事情は無いことから、明らかでないとは判断せざるを得ない。

また、政府の当該保険料を徴収する権利が時効により消滅する前に、事業主が申立てどおりの被保険者資格の取得日に係る届出を社会保険事務所（当時）に行ったか否かについては、これを確認できる関連資料及び周辺事情が無いことから、行ったとは認められない。

## 愛知厚生年金 事案5347

### 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、その主張する標準賞与額（25万円）に基づく厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められることから、申立期間の標準賞与額に係る記録を25万円に訂正することが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

### 第2 申立の要旨等

#### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和42年生  
住 所 :

#### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成19年6月19日

申立期間における賞与から厚生年金保険料は控除されているが、当該賞与に係る年金記録が無いので、被保険者記録を訂正してほしい。

### 第3 委員会の判断の理由

A社から提出された申立人に係る賞与明細表により、申立人は、申立期間において、その主張する標準賞与額（25万円）に基づく厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められる。

なお、申立人に係る保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は、申立てどおりの届出は行っておらず、保険料も納付していないと認めていることから、社会保険事務所（当時）は、申立期間に係る厚生年金保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、当該保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

## 第1 委員会の結論

申立人の平成2年4月から5年3月までの国民年金保険料については、免除されていたものと認めることはできない。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和26年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成2年4月から5年3月まで

申立期間当時は、毎年、妻と二人でA町役場に行き、妻が私と妻自身の二人分の免除申請をしてくれていた。妻は申立期間の保険料は免除とされているのに、私だけ申立期間の保険料が免除とされていないことは納得できない。

申立期間の保険料は免除してもらっていたはずであるので、保険料を免除されていたことを認めてほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間に係る免除申請については、毎年A町役場において、妻が申立人と妻自身の二人の免除申請をし、保険料を免除してもらっていたとしているが、国民年金加入手続については、いつ、誰が行ったのか定かでないとしており、国民年金加入手続の状況は不明である。

また、戸籍の附票によると、申立人が申立期間を含む平成2年4月から5年6月までA町に居住していたことは確認できるが、同町の国民年金に係る記録に、申立人の国民年金の記録は存在しない上、国民年金手帳記号番号払出簿及びオンライン記録によると、申立人の国民年金手帳記号番号は、申立人が同町から転居したB市C区において申立期間後の同年10月頃に払い出され、被保険者資格取得日は申立人が20歳に到達した昭和46年\*月\*日(その後厚生年金保険被保険者資格を喪失した47年10月に訂正。)とされていることから、申立期間当時は国民年金に未加入であったことになり、免除申請をすることができなかったと考えられる。

さらに、申立期間当時、保険料の免除は、免除の申請のあった日の属する月の前月からとされていたことから、上記申立人の国民年金手帳記号番号が払い出された時点(平成5年10月頃)を基準とすると、申立期間の保険料につい

て遑って免除を受けることもできなかったものと考えられる。

加えて、申立期間について、妻は全額申請免除期間とされているが、妻の国民年金手帳記号番号は昭和 57 年 6 月頃に払い出され、申立期間は既に国民年金被保険者資格を取得しているのに対し、申立人は上記のとおり、申立期間当時は国民年金に未加入であったことから、状況が異なり、妻の記録をもって申立人が申立期間の保険料について免除を受けていたとは言い難い。

このほか、申立人に対して別の国民年金手帳記号番号が払い出された形跡は見当たらない上、申立人が申立期間の保険料を免除されていたことを示す関連資料も無く、ほかに申立期間の保険料を免除されていたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を免除されていたものと認めることはできない。

## 第1 委員会の結論

申立人の昭和57年12月から58年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和28年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和57年12月から58年3月まで

3人目の子供を出産し産休明けに出勤する予定だったが、体の調子が良くないので幼稚園を退職した。この時に年金について教えてもらい、A市B区役所で国民年金の加入手続を行い、国民年金保険料は同区役所内の銀行で納付したと思う。その後、近所の人から年金は任意だから入らなくてもいいと言われ、やめた記憶がある。記憶が曖昧なところもあるが、申立期間の保険料を納付していたことを認めてほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間の保険料額については覚えておらず、保険料は毎月納付していたと思うとしているところ、A市では、当時の保険料徴収は3か月ごとに行っており、申立人の記憶には曖昧な点が見受けられる。

また、オンライン記録によると、申立人は、昭和57年12月1日に任意加入被保険者として資格を取得し、58年4月2日に同資格を喪失していることが確認できることから、申立期間の保険料を納付することは可能であったものの、申立人の国民年金被保険者台帳（マイクロフィルム）によれば、昭和57年度の摘要欄には、過年度納付書が送付されたことを示す「納付書送付」及び督促のハガキが送付されたことを示す「ハガキ送付」のゴム印が押されていることが確認できることから、当時、申立期間の保険料は未納であったものと考えられる。

さらに、申立人は、保険料を遡って納付した記憶も無いと思うとしていることから、申立期間の保険料を過年度納付したとも考え難い。

加えて、A市の昭和57年度の国民年金保険料検認状況一覧票においても、申立人の申立期間の保険料は未納とされている上、申立人が申立期間の保険料

を納付していたことを示す関連資料（確定申告書、家計簿等）は無く、ほかに申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

## 第1 委員会の結論

申立人の昭和 62 年 6 月から 63 年 3 月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 37 年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 62 年 6 月から 63 年 3 月まで

国民年金の加入手続時期、場所等の加入手続に関することは何も覚えていないが、昭和 62 年 4 月から平成元年 2 月まで A 市の非常勤職員として勤務していた期間の国民年金保険料は、口座振替か給料からの天引きにより納付していたと思う。同じ職場に勤務していた期間のうち申立期間前の昭和 62 年 4 月及び同年 5 月、申立期間後の 63 年 4 月から平成元年 2 月までの期間の保険料は納付済みとされているのに、申立期間の保険料のみが未納とされていることは納得できない。

## 第3 委員会の判断の理由

申立人は、国民年金加入手続を行った後、申立期間の国民年金保険料の納付は、口座振替か給料からの天引きにより納付していたと思うとしているところ、  
i) 申立人は、加入手続時期、手続場所等の記憶が無く、申立期間の保険料の納付方法、納付金額等はよく覚えていないとしていること、ii) 申立人が勤務していたとする A 市では、非常勤職員の給料から国民年金保険料の納付代行は行っていなかったとしていること、iii) B 市の国民年金被保険者名簿を見ると、口座振替は昭和 63 年 9 月開始と記載されていることから、申立人の加入手続及び申立期間の保険料納付状況に係る記憶は曖昧である。

また、申立人は、申立期間を含む昭和 62 年 4 月から平成元年 2 月まで同じ職場に勤務し、申立期間直前の勤務を開始した昭和 62 年 4 月及び同年 5 月の保険料が納付済みとなっていること等をもって、申立期間の保険料も納付していたはずであると主張しているところ、オンライン記録によると、平成元年 6 月に同年 3 月及び同年 4 月の納付済保険料が厚生年金保険被保険者期間と重複した期間であったことが判明したことから、同年 7 月に当該保険料を当時未

納であった昭和 62 年 4 月及び同年 5 月の保険料に充当する事務処理が行われ、これに伴い、充当後の残金 900 円が平成元年 7 月 27 日に申立人宛てに還付されたことが確認できることから、この納付済みとされている申立期間直前の昭和 62 年 4 月及び同年 5 月の保険料は、申立期間当時は未納とされていたものとみられる。

さらに、オンライン記録及び国民年金手帳記号番号払出簿検索システムでは、申立人の国民年金手帳記号番号は夫婦連番で昭和 63 年 7 月に B 市で払い出されている。これ以前に申立人に対して別の国民年金手帳記号番号が払い出された形跡は見当たらないことから、その頃に初めて申立人の国民年金加入手続が行われ、この加入手続の際に資格取得日を遡って 62 年 4 月 1 日とする事務処理がなされたものとみられる。この手帳記号番号払出日を基準とすると、申立期間の保険料は過年度納付が可能であったものの、申立人は、前述のとおり、当該期間の保険料を口座振替か給料からの天引きで納付していたとしており、遡ってまとめて納付した記憶は無いとしていることから、申立期間の保険料を過年度納付したとは考え難い。

加えて、申立人が申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる関連資料（確定申告書、家計簿等）は無く、ほかに申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

## 第1 委員会の結論

申立人の平成2年11月から3年2月までの国民年金保険料については、免除されていたものと認めることはできない。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和45年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成2年11月から3年2月まで

母親から私が20歳になった頃にA市B区役所で私の国民年金加入手続きを行い、その際に当時私が学生であったことから、窓口で国民年金保険料の免除申請を勧められ、免除申請手続きを行ったことを聞いていた。母親が免除申請手続きを行ったにもかかわらず、申立期間が免除とされていないことは納得できない。申立期間が免除とされていたことを認めてほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

申立人は、国民年金加入手続き及び申立期間の免除申請手続きに直接関与しておらず、これらを行ったとする母親に聴取したところ、母親は申立人が20歳になった頃にA市B区役所で申立人の国民年金加入手続きを行い、その際に申立人が学生であったことから、窓口で保険料の免除申請を勧められ、免除申請手続きを行ったとしている。しかしながら、i) 母親は、申立人の申立期間に係る加入及び免除申請手続き時期は覚えておらず、年金手帳を交付された記憶も無いとしていること、ii) 申立人は、申立期間当時学生（学校教育法に基づき昭和57年3月に都道府県知事が認可した専修学校）であったとしており、申立人が申立期間において加入手続きを行った場合は、任意加入被保険者となるが、任意加入被保険者は、制度上、保険料の免除制度の適用を受けることはできなかったことから、母親の申立人の申立期間に係る加入手続き及び保険料免除申請手続き状況の記憶は曖昧である。

また、国民年金手帳記号番号払出簿検索システムによると、申立人に国民年金手帳記号番号が払い出された形跡は見当たらず、A市においても申立人の国民年金加入記録は存在しないとしており、申立人が国民年金に加入していた事実を確認できない。このため、申立人は、申立期間は国民年金に未加入であつ

たものとみられ、母親が当該期間の保険料の免除申請をすることはできなかったものとみられる。

さらに、申立人が申立期間の保険料を免除されていたことを示す関連資料（日記等）は無く、ほかに申立期間の保険料を免除されていたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を免除されていたものと認めることはできない。

## 第1 委員会の結論

申立人の昭和53年4月から同年9月までの国民年金保険料については、還付されていないものと認めることはできない。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和23年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和53年4月から同年9月まで

私は、申立期間を含む昭和52年10月から53年9月までの国民年金保険料を前納した領収書を所持している。同年4月からA県に勤務したが、申立期間の保険料の還付を受けた記憶が無いので、申立期間の保険料を還付してほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

申立人の国民年金被保険者台帳を見ると、昭和53年度の欄に「還付53.4～53.9まで16,200円(53.7.21)」とする申立期間の保険料が還付されたことをうかがわせる記載が認められるほか、還付整理簿にも、申立期間の保険料については、昭和53年4月1日資格喪失を還付事由として同年7月21日に還付決定されたこと及び同年8月7日に還付金(1万6,200円)が支払われたことが明記されている。

また、上記国民年金被保険者台帳及び還付整理簿に記載されている内容は、申立人が昭和53年4月以降、地方公務員共済組合に加入したため、結果として、申立期間について重複して保険料が納付されたことと符合している上、記載されている還付金額も申立期間の当時の保険料と一致しており、不自然な点は見受けられない。

さらに、ほかに申立期間の保険料の還付を疑わせる事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を還付されていないものと認めることはできない。

## 第1 委員会の結論

申立人の平成元年2月及び同年3月の国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和43年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成元年2月及び同年3月

私は、勤務していた事業所を退職（平成元年2月）した後、父親がA市B区役所で私の国民年金の加入手続を行い、申立期間の国民年金保険料を納付してくれていた。申立期間が未納とされていることは納得できない。

## 第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間の国民年金加入手続及び国民年金保険料の納付に直接関与しておらず、これらを行ったとする父親は、加入手続時期、保険料の納付時期、納付金額などについての記憶が無いとしていることから、申立人の申立期間に係る加入手続及び保険料納付状況の詳細は不明である。

また、オンライン記録及び国民年金手帳記号番号払出簿によれば、申立人の国民年金手帳記号番号は平成3年9月9日にA市B区で払い出されており、申立人の手帳記号番号の前後の加入者の資格取得状況から同年7月頃に同区役所で加入手続が行われたものとみられることから、その頃に初めて申立人の国民年金の加入手続が行われ、その手続の際に遡って資格取得日を申立人が厚生年金保険被保険者資格を喪失した元年2月21日とする事務処理が行われたものとみられる。このため、この加入手続時期を基準とすると、申立期間は時効により保険料を納付することはできない。

さらに、父親は、家族全員の保険料を納付し、納付書が送付されてくれば必ず同納付書により納付していたことから、未納にすることはあり得ず、申立期間の保険料についても、申立人の加入手続後に未納の通知が来たので、A市B区役所保険課の窓口で2か月分の保険料を納付したとしている。しかしながら、同市では区役所担当窓口では保険料の収納事務は行っていないとしている上、申立人の納付記録を見ると、前述の加入手続が行われたとみられる平成3年7

月頃を基準とすると、過年度保険料となる2年10月から3年1月までの保険料が同年10月1日に納付されていることが確認できる。このことから、申立人の加入手続が行われた後、社会保険事務所（当時）から時効が成立していない当該期間の過年度納付書が申立人に送付され、父親が同納付書により金融機関で当該期間の保険料を納付したものと推認でき、父親が申立人の加入手続後に未納の通知が来て、保険料を納付したとする記憶は、当該期間の保険料納付であった可能性も否定できない。

加えて、申立人に対して別の国民年金手帳記号番号が払い出された形跡は見当たらない上、申立人が申立期間の保険料を納付していたことを示す関連資料（確定申告書、家計簿等）は無く、ほかに申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

## 第1 委員会の結論

申立人の昭和57年4月から60年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和34年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和57年4月から60年3月まで

父親から私が大学を卒業した後の昭和57年4月頃にA市役所で私の国民年金の加入手続を行い、国民年金保険料も両親の保険料と一緒に納付していたと聞いており、母親もこのことを覚えている。父親は既に他界しているため、詳しいことは分からないが、申立期間の保険料を納付した記録が無いとされていることは納得できない。

## 第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間の国民年金加入手続及び保険料納付に直接関与しておらず、父親から昭和57年4月頃にA市役所で申立人の国民年金加入手続を行い、申立期間の保険料は、申立人の両親の分と一緒に自治組織に納付していたと聞いたとしているところ、i) 父親は既に死亡しているため、加入手続及び申立期間の保険料納付状況を確認することができないこと、ii) 母親は、父親が申立人の保険料を自治組織に納付していたことは覚えているとしているものの、納付時期、納付周期及び納付金額は分からないとしていることから、申立人の申立期間に係る加入手続及び保険料納付状況の詳細は不明である。

また、オンライン記録及びA市の申立人の国民年金被保険者名簿の「資格得喪の記録」欄を見ると、申立人は、任意加入被保険者として昭和60年4月12日に資格取得したとされており、同名簿の「届出年月日」欄には「60. 4. 12」と記載されていることから、申立人の国民年金加入手続は、この資格取得日に行われたものとみられる。申立人は、59年12月に婚姻しており、夫は厚生年金保険被保険者であったことから、申立期間のうち、同年12月から60年3月までは任意加入対象期間となり、制度上、加入手続を行った時から当該期間を遡って被保険者資格を取得することはできない上、申立期間のうち、婚姻前の

57年4月から59年11月までは、第1号被保険者期間となるものの、当該期間については、前述のとおり、いずれの記録も申立人が国民年金に加入していたことをうかがわせる形跡が見当たらない。このため、この資格取得日を基準とすると、申立期間は国民年金に未加入となり、父親は、申立期間の保険料を納付することはできなかつたものとみられる。

さらに、申立人に別の国民年金手帳記号番号が払い出された形跡は見当たらない上、父親が申立期間の保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿等）は無く、ほかに申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

## 第1 委員会の結論

申立人の昭和45年2月から54年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和25年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和45年2月から54年3月まで

私が20歳になった頃に母親が実家のA町役場で私の国民年金の加入手続きを行い、保険料も納付してくれていたと聞いている。申立期間当初は学生で、卒業後は転職を繰り返していたが、母親が同町で申立期間の国民年金保険料を納付していた。申立期間の保険料が未納とされていることは納得できない。

## 第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間に係る国民年金加入手続き及び保険料納付に直接関与しておらず、これらを行ったとする母親は既に死亡していることから、加入手続き及び保険料納付状況の詳細は不明である。

また、申立人は、20歳になった頃にA町役場で母親が申立人の国民年金の加入手続きを行い、申立期間の保険料も同町役場で納付していたことを聞いていたとしているところ、申立人は、20歳の頃は学生で、B町又はC市に住んでいたとしており、公簿によると、住所を定めた年月日の記載が無いものの、昭和46年3月1日にD市に転入するまでは、同町に居住していたこととされている上、申立人が申立期間のうちA町に居住していた期間は、49年9月6日から同年9月14日までの期間及び54年9月13日から同年12月13日までの期間とされている。国民年金加入手続き及び保険料納付は、制度上、住民票のある市町村で行うこととされていることから、母親が同町役場で申立人の申立期間に係る加入手続き及び保険料納付を行うことはできなかつたものとみられる。

さらに、オンライン記録及び国民年金手帳記号番号払出簿によると、申立人の国民年金手帳記号番号は、婚姻（昭和54年12月）後の55年1月頃にE町で払い出されており、これ以前に申立人に対して別の国民年金手帳記号番号が払い出された形跡は見当たらないことから、その頃に初めて申立人の国民年金

加入手続が行われ、この加入手続において、資格取得日を遡って45年\*月\*日（20歳到達時）とする事務処理が行われたものとみられる。このことは、A町に申立人の加入記録が存在しないこと、並びにE町の国民年金被保険者名簿及び申立人が所持する国民年金手帳の記載内容とも符合する。このため、この手帳記号番号払出時期を基準とすると、申立期間のうち、同年2月から52年9月までの期間の保険料は時効により納付することはできず、同年10月から54年3月までの期間の保険料は過年度納付が可能であったものの、婚姻後、申立人の保険料を納付していたとする妻は当該期間の保険料を遡って納付した覚えは無いとしている。

加えて、申立人が申立期間の保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿等）は無く、ほかに申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

## 第1 委員会の結論

申立人の昭和49年10月から52年12月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和21年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和49年10月から52年12月まで

私は、友人から国民年金の加入を勧められたので、A市で国民年金加入手続を行い、国民年金保険料は、B信用金庫で納付していたことを覚えている。申立期間の保険料を納付したことを示す資料は無いが、申立期間が未納とされていることは納得できない。

## 第3 委員会の判断の理由

申立人は、A市で国民年金加入手続を行い、国民年金保険料は、B信用金庫で納付していたとしているところ、申立人は、加入手続時期、申立期間の保険料の納付時期、納付周期及び納付金額については覚えていないとしていることから、加入手続及び申立期間の保険料納付状況の詳細は不明である。

また、オンライン記録及び国民年金手帳記号番号払出簿によると、申立人の国民年金手帳記号番号は、昭和53年2月21日にA市で払い出され、任意加入被保険者としてその資格取得日は同年1月24日とされていることから、申立人の国民年金加入手続は資格取得日とされた同年1月24日に行われたものとみられる。この資格取得日は、申立人が所持する年金手帳及び同市の国民年金記録表に記載されている資格取得日とも一致する。このため、夫は申立期間においては、厚生年金保険被保険者であったことから、申立期間は任意加入対象期間となり、制度上、当該期間を遡って国民年金被保険者資格を取得することはできず、この資格取得日を基準とすると、申立期間は、国民年金に未加入となり、申立人は、当該期間の保険料を納付することはできなかつたものとみられる。

さらに、申立人に別の国民年金手帳記号番号が払い出された形跡は見当たらない上、申立人が申立期間の保険料を納付していたことを示す関連資料（確定

申告書、家計簿等)は無く、ほかに申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

## 第1 委員会の結論

申立人の昭和59年10月から60年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和39年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和59年10月から60年3月まで

私は、昭和61年頃、国民年金の加入手続を行い、加入後に送付されてきた納付書で20歳からの未納分の国民年金保険料20数万円を一括納付した。申立期間の保険料が未納とされていることは納得できない。

## 第3 委員会の判断の理由

申立人は、昭和61年頃、国民年金の加入手続を行い、加入後に送付されてきた納付書により申立期間の保険料を自身が一括納付したとしているところ、i) 申立人は、加入手続は自身で行ったのか当時同居していた母親が行ったのか覚えておらず、母親も申立人の加入手続を行ったかどうか覚えていないとしている上、加入手続場所もA市B区役所かC社会保険事務所(当時)のどちらであったのか覚えていないとしていること、ii) 申立期間の保険料を一括納付したとする納付対象期間、納付時期及び納付金額についてもはっきり覚えていないとしていることから、申立人の申立期間に係る加入手続及び保険料納付状況に関する記憶は曖昧である。

また、オンライン記録及び国民年金手帳記号番号払出簿によると、申立人の国民年金手帳記号番号は、昭和62年6月26日にA市B区で払い出されており、これ以前に申立人に別の国民年金手帳記号番号が払い出された形跡は見当たらないことから、その頃に初めて申立人の国民年金加入手続が行われ、この加入手続において、資格取得日を遡って59年\*月\*日(20歳到達時)とする事務処理が行われたものとみられる。このため、この手帳記号番号払出時期を基準とすると、申立期間の保険料は時効により納付できなかつたものとみられる。

さらに、申立人は、加入後に送付されてきた納付書により未納とされていた保険料20数万円を一括納付したとしているところ、申立人の納付記録を見る

と、前述の手帳記号番号払出時期を基準とすると、過年度納付が可能であった昭和60年4月から62年3月までの保険料が全て納付済みとされている。この過年度納付された2年分の保険料は16万6,080円となることから、申立人が加入手続後、一括納付したと記憶している保険料は、当該期間の保険料であった可能性も否定できない。

加えて、申立人が申立期間の保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿等）は無く、ほかに申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

## 愛知厚生年金 事案5335

### 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

### 第2 申立の要旨等

#### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和19年生  
住 所 :

#### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和38年3月1日から45年9月11日まで

厚生年金保険の加入期間を確認したところ、申立期間については脱退手当金が支給されているため、厚生年金保険の支給対象とはならないことが分かった。

しかし、私は、脱退手当金を受給した記憶は無いので、申立期間について、厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

### 第3 委員会の判断の理由

申立人の申立期間に係る厚生年金保険被保険者名簿には、脱退手当金の支給を意味する「脱」の表示が記されているとともに、申立期間の脱退手当金は支給額に計算上の誤りは無い上、脱退手当金裁定請求書によると、社会保険事務所（当時）は、申立てに係る事業所の資格を喪失した6日後の昭和45年9月17日に当該裁定請求書を受理し、同年10月27日に支給決定、支払を行ったことが確認できるなど、一連の事務処理に不自然さはない。

また、申立人から聴取しても受給した記憶が無いというほかに脱退手当金を受給していないことをうかがわせる事情は見当たらない。

これらの理由及びその他の事情など総合的に判断すると、申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

## 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として、その主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和11年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和62年10月から平成6年5月まで  
勤務形態にも給与システムにも変更がなかったのに、昭和62年10月の標準報酬月額が前月と比べて大幅に低くなり、平成6年5月までの標準報酬月額が減額されている。給与額に見合う標準報酬月額に記録を訂正してほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

申立人から提出された平成6年5月の給料明細書に記載されている厚生年金保険料控除額に見合う標準報酬月額は、オンライン記録の標準報酬月額と一致していることが確認できる。

また、申立期間にA社の厚生年金保険被保険者記録のある複数の同僚は、当時の自分の給与額と標準報酬月額の記録が一致している旨証言している上、このうち、申立人と同じ支店に勤務していた同僚から提出された給料明細書（昭和62年1月から平成6年12月までの8年間分）によれば、当該同僚の厚生年金保険料控除額に見合う標準報酬月額は、オンライン記録の標準報酬月額と一致していることが確認できる。

さらに、A社は、「申立期間当時の賃金台帳等の資料は、保存期間経過のため保管していない。」と回答しており、申立人の申立期間における給与額及び保険料控除額について確認できない。

加えて、申立人の申立期間に係る標準報酬月額には遡及訂正等の不自然な処理が行われた形跡も無い。

このほか、申立期間において、申立人が主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が申立期間について、その主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

## 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として、その主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 21 年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 60 年 10 月から 62 年 9 月まで

A事業所に勤務していた申立期間の標準報酬月額は、その前後の月と比べて極端に低くなっており、誤っていると思う。申立期間の手取り給与額を記入した出納帳により、それを確認できる。出納帳のコピーを資料として提出するので、標準報酬月額の記録を訂正してほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

申立人から提出された出納帳（昭和 60 年、61 年及び 62 年分）により、申立人のA事業所での手取り給与額は、申立人が主張するとおり、一度も減少することなく、増加していることが認められる。

しかし、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律に基づき標準報酬月額を改定又は決定し、これに基づき記録の訂正及び保険給付が行われるのは、事業主が源泉控除していたと認められる保険料額及び申立人の報酬月額のそれぞれに見合う標準報酬月額の範囲内であり、これらの標準報酬月額のいずれか低い方の額を認定することとなるところ、当該出納帳には、申立人の手取り給与額は記載されているものの、厚生年金保険料の控除額に係る記載が無い。

また、A事業所は、既に解散しており、同事業所の元事業主が、「関係資料を保管しておらず、当時のことは不明である。」と回答していることから、申立人の申立期間に係る保険料控除額について確認できない。

さらに、オンライン記録によると、申立人の標準報酬月額は、健康保険厚生年金保険被保険者原票に記載された標準報酬月額と一致している。

加えて、申立人の申立期間に係る標準報酬月額には遡及訂正等の不自然な処

理が行われた形跡も無い。

このほか、申立期間において、申立人が主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が申立期間について、その主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

## 愛知厚生年金 事案5350

### 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

### 第2 申立の要旨等

#### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 18 年生  
住 所 :

#### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和34年4月頃から同年11月頃まで

私は、昭和34年4月にA社に入社し、同年11月頃まで勤務したが、既に辞めたはずの35年2月1日から同年3月10日までの期間が厚生年金保険被保険者期間となっている。

A社勤務中には、皇太子ご成婚やB台風で会社の機械が水に浸<sup>つ</sup>かった記憶がある。また、昭和34年5月と同年9月には会社の慰安旅行に行き、その写真も保管しているので、申立期間について、厚生年金保険の被保険者として認めてほしい。

### 第3 委員会の判断の理由

申立人から提出された慰安旅行の写真、申立人の申立期間当時の記憶及び複数の同僚の証言により、期間は特定できないが、申立期間当時に申立人がA社に勤務していたことがうかがわれる。

しかしながら、A社は、「申立期間当時の資料は無い。」と回答しており、申立人の申立期間に係る同社での厚生年金保険料の控除について確認できない。

また、オンライン記録により、A社における被保険者記録の確認できる複数の同僚に照会したところ、当時の状況を確認できた8人のうち、4人の記憶している自身の入社時期と厚生年金保険被保険者資格取得時期が相違していることから、申立期間当時、同社では、必ずしも全ての従業員について入社と同時に厚生年金保険の被保険者資格を取得させていたわけではなかったことがうかがえる。

さらに、健康保険厚生年金保険被保険者名簿によると、申立人が同期入社と記憶する同僚も、申立人と同日の昭和35年2月1日に厚生年金保険の被保険者

資格を取得していることが確認できる。

加えて、申立期間におけるA社に係る健康保険厚生年金保険被保険者原票に欠番は無く、申立人の氏名も見当たらない。

このほか、申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

## 愛知厚生年金 事案5351

### 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

### 第2 申立の要旨等

#### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 16 年生  
住 所 :

#### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和29年8月頃から32年2月1日まで  
② 昭和32年9月7日から33年2月頃まで

私は、昭和29年8月頃から、A社に住み込みで勤務していた。その後、同社は、B社となり、私は、33年2月頃まで勤務していたので、申立期間について、厚生年金保険の被保険者として認めてほしい。

### 第3 委員会の判断の理由

複数の同僚の証言から判断すると、期間は特定できないが、申立人が、申立期間①について、オンライン記録による資格取得日（昭和32年2月1日）より前から、申立期間②について、同記録による資格喪失日（同年9月7日）より後まで勤務していたことはうかがえる。

しかし、A社及びB社は、既に厚生年金保険の適用事業所ではなくなっており、当時の関係資料も無いことから、申立人の入社日、退社日及び申立期間に係る厚生年金保険料の控除の有無について確認できない。

また、申立人は、A社及びB社に係る勤務時において、給与の支払を受けていなかった旨証言している。

さらに、厚生年金保険被保険者台帳記号番号払出票によれば、申立人のB社について払い出された同番号は、資格取得日を申立人と同日（昭和32年2月1日）とする同僚に係る同番号と連番により同年2月25日に払い出されている上、申立期間に係る同社の健康保険厚生年金保険被保険者名簿には申立人の名前は無く、健康保険整理番号の欠番も確認できない。

加えて、A社に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿にも申立人の名前は無く、健康保険整理番号の欠番も確認できない。

このほか、申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

## 愛知厚生年金 事案5352

### 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

### 第2 申立の要旨等

#### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 42 年生  
住 所 :

#### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和62年6月30日から同年7月1日まで

私は、A社を昭和62年6月30日に退職したので、厚生年金保険の資格喪失日は同年7月1日となるはずである。申立期間について、厚生年金保険の被保険者として認めてほしい。

### 第3 委員会の判断の理由

雇用保険の記録によると、申立人のA社における離職日は、昭和62年6月29日であることが確認できるところ、当該離職日の翌日は、オンライン記録の被保険者資格喪失日と一致している。

また、オンライン記録により、A社における厚生年金保険被保険者資格喪失日が昭和62年7月1日とされている同僚1人の雇用保険の離職日は、同年6月30日とされている一方、厚生年金保険被保険者資格喪失日が申立人と同じ同年6月30日とされている同僚が3人みられるが、当該同僚の雇用保険の離職日は、いずれも申立人と同じ同年6月29日とされているとともに、これら同僚4人及び申立人の厚生年金保険被保険者資格喪失に係る処理は同じ日（同年7月3日）に行われていることが確認できる。

さらに、申立人が申立期間当時に加わっていたB厚生年金基金の業務を承継した企業年金連合会の回答によると、申立人の当該基金における資格喪失日は、昭和62年6月30日とされており、オンライン記録の被保険者資格喪失日と一致している。

加えて、A社は、申立人の退職時期及び申立期間当時の厚生年金保険料控除の分かる書類は無いと回答している。

このほか、申立人の申立期間における勤務実態及び厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

## 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 10 年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 26 年 3 月 25 日から同年 11 月 1 日まで

私は、中学校卒業後の昭和 26 年 3 月 25 日にA社に入社し、47 年 4 月末まで勤務したが、年金記録を確認したところ、同社における厚生年金保険の資格取得日は、26 年 11 月 1 日となっているので、申立期間について、厚生年金保険の被保険者として認めてほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

同僚の証言及び雇用保険の記録により、申立人が申立期間において、A社に勤務していたことが認められる。

しかし、A社に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿により、申立人と同じ中学校出身の1年先輩の同僚及び同期入社と同僚は、いずれも申立人と同じ日(昭和 26 年 11 月 1 日)に厚生年金保険被保険者資格を取得していることが確認できる。

また、同僚の一人は、「入社後も、給与から厚生年金保険料が控除されていなかったの、事業所に確認したところ、しばらくは厚生年金保険の加入について様子を見る期間を設けていると言われた。」と証言していることから、申立期間当時、A社では、入社後一定期間経過後に厚生年金保険の被保険者資格を取得させていたことがうかがえる。

さらに、A社は、既に厚生年金保険の適用事業所ではなくなっている上、申立期間当時の事業主も既に死亡していることから、申立期間の同社での厚生年金保険料の控除について確認できない。

このほか、申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

## 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、その主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 40 年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成 6 年 3 月から 8 年 9 月まで

A事業所では、給与額が下がったことは無かったのに、申立期間の標準報酬月額が下がっていることに納得できないので、申立期間の標準報酬月額を、実際の給与額に見合う額に訂正してほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

オンライン記録により、申立人の申立期間に係る標準報酬月額については、平成 6 年 3 月から同年 9 月までは 20 万円、同年 10 月から 7 年 6 月までは 24 万円、同年 7 月から同年 9 月までは 34 万円、同年 10 月から 8 年 9 月までは 32 万円であったことが確認できるところ、申立人は、「給与額が下がったことは無かったので、申立期間の標準報酬月額を、申立期間前後の標準報酬月額と同じ 38 万円に訂正してほしい。」と申し立てている。

しかしながら、A事業所は、「申立期間当時の賃金台帳等は保管していない。申立人の申立期間の標準報酬月額が下がっている理由は分からない。」と回答している。

また、A事業所の委託先税理士事務所、申立人の居住地（かつ同事業所所在地）を管轄する税務署、及び申立人の居住する市町村役場は、申立人の申立期間に係る給与関係書類を保管していないため、当該期間に係る給与の支給額及び厚生年金保険料の控除額について確認できない。

さらに、オンライン記録によると、申立人のA事業所における厚生年金保険の被保険者期間は、平成 3 年 9 月 10 日から 9 年 2 月 26 日までの期間であるところ、雇用保険の記録によると、申立人の最初の資格取得日は、同事業所が雇用保険の設置事業所となった 4 年 4 月 1 日であり、離職日は 6 年 1 月 25 日となっており、その後、再び雇用保険の被保険者となった同年 8 月 26 日までの期間に

については雇用保険の被保険者資格を喪失している上、離職日である同年1月25日は厚生年金保険の標準報酬月額が減少している時期（同年3月）に近接している。

このほか、申立期間について、申立人の主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が申立期間について、その主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

## 第1 委員会の結論

申立期間①、②及び③については、申立人は、当該期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

申立期間④については、申立人は、当該期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 12 年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 27 年 5 月 16 日から 28 年 4 月 1 日まで  
② 昭和 28 年 4 月 1 日から 34 年 3 月 16 日まで  
③ 昭和 34 年 3 月 16 日から 37 年 7 月 1 日まで  
④ 昭和 37 年 10 月頃から 38 年 2 月 1 日まで

申立期間①、②及び③については、脱退手当金の支給日にはA社で働いており、B社には預金口座も就職先も知らせてなかったので支給できるはずが無い。脱退手当金をもらった覚えは無いので納得できない。

申立期間④については、昭和 37 年 10 月頃からA社で働いており、正月休みは、\*月に生まれた妹の子供の世話をした。当該期間の年金記録が無いことに納得できないので、当該期間について、厚生年金保険の被保険者として認めてほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

申立期間①、②及び③については、申立人が勤務していたB社の健康保険厚生年金保険被保険者名簿に記載されている女性被保険者のうち、申立人の厚生年金保険被保険者資格喪失日である昭和 37 年 7 月の前後 2 年以内に資格喪失した者 25 人のうち、受給資格者 20 人の脱退手当金の支給記録を調査したところ、16 人に支給記録が確認でき、そのうち 15 人が資格喪失日から 7 か月以内に支給決定がなされていることを踏まえると、申立人についてもその委任に基づき事業主による代理請求がなされた可能性が高いものと考えられる。

また、申立人の脱退手当金は、申立期間③に係る厚生年金保険被保険者資格

喪失日から6か月半後の昭和38年1月18日に支給決定されているほか、厚生年金保険被保険者台帳には37年11月28日に脱退手当金の算定のために必要となる標準報酬月額等を社会保険庁(当時)から当該脱退手当金を裁定した社会保険事務所(当時)へ回答したことが記録されているなど、一連の事務処理に不自然さはうかがえない。

これらの理由及びその他の事情など総合的に判断すると、申立人は、申立期間①、②及び③に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

申立期間④については、事業主の証言から判断して、入社時期は特定できないものの、申立人は、A社が厚生年金保険の適用事業所となった日(昭和38年2月1日)より前から同社に勤務していたことはうかがえる。

しかしながら、上記のとおり、A社は、申立期間④において厚生年金保険の適用事業所であった記録が確認できない。

また、A社の事業主は、「申立期間④当時、A社は個人事業所であり、厚生年金保険に加入しておらず、保険料を控除していなかった。」と証言している。

さらに、同僚の1人は、「私は、昭和32年4月、A社に入社したが、同社は、38年1月以前は厚生年金保険に加入していなかったため、国民年金に加入していた。」と証言しているところ、オンライン記録により、当該同僚は、申立期間④を含む昭和36年4月から38年1月までの期間において国民年金の被保険者記録が確認できる上、別の同僚(事務員)も、「昭和35年9月、A社に入社したが、同社は、個人事業所であった期間は厚生年金保険に加入しておらず、法人設立(38年2月\*日)と同時に厚生年金保険の適用事業所となった。」と証言している。

加えて、厚生年金保険被保険者台帳記号番号払出簿によると、申立人の被保険者記号番号は、申立人と同日付け(昭和38年2月1日)で被保険者資格を取得している同僚8人(事業主を含む。)と連番で払い出されていることが確認できる。

このほか、申立人の申立期間④における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間④に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

## 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 41 年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 61 年 9 月 1 日から平成元年 4 月 1 日まで  
私は、昭和 61 年 9 月 1 日から A 社に勤務していた。給与明細書等が残っていないが、健康保険に加入していたことは覚えているので、申立期間について、厚生年金保険の被保険者として認めてほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

B健康保険組合から提出された被保険者台帳により、申立人は、申立期間のうち、昭和 61 年 11 月 4 日から平成元年 3 月 31 日までの期間において A 社で勤務していたことが認められる。

しかしながら、オンライン記録によると、A 社は、平成元年 4 月 1 日に厚生年金保険の適用事業所となっており、申立期間において適用事業所であったことが確認できない。

また、事業主の妻（取締役）は、「A 社は、申立期間当時において厚生年金保険の適用事業所ではなかったため、従業員の給料から厚生年金保険料は引いていない。私自身も、申立期間当時は国民年金に加入していた。」と証言しており、オンライン記録によると、当該妻及び事業主には、申立期間における国民年金の被保険者記録が確認できる。

さらに、A 社から提出された「厚生年金保険被保険者資格取得確認および標準報酬決定通知書」によると、申立人の資格取得日は、平成元年 4 月 1 日と記録されており、オンライン記録の資格取得日と一致している。

このほか、申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

## 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として、その主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 21 年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 54 年 8 月から 55 年 9 月まで  
② 昭和 59 年 3 月から同年 9 月まで  
③ 昭和 61 年 6 月から 62 年 9 月まで  
④ 平成 2 年 10 月から 3 年 1 月まで

申立期間①については 20 万円、申立期間②については 25 万円から 30 万円、申立期間③については 40 万円、申立期間④については 50 万円の給料をもらっていた。記録されている標準報酬月額は低いので、記録を訂正してほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

申立期間①及び②について、A社は、「保管している健康保険・厚生年金保険被保険者台帳により、申立人の被保険者期間は確認できるが、賃金台帳等は廃棄しているため、当時の給与額や保険料控除額は不明。」と回答している。

また、申立人と同職種の複数の同僚は、「入社当初から給与額に急激な変動は無かった。」と証言しているところ、健康保険厚生年金保険被保険者原票によると、当該複数の同僚を含む申立人と同時期に被保険者資格を取得している複数の同僚の標準報酬月額は、申立期間①及び②共に申立人と同額で、その後、最初の定時決定により増額され、申立人と同様に推移していることが確認できる。

申立期間③について、B社は、「保管している健康保険・厚生年金保険被保険者台帳により、申立人の被保険者期間は確認できるが、賃金台帳等は廃棄しているため、当時の給与額や保険料控除額は不明。」と回答している。

また、申立人と同職種の同僚は、「入社当初から給与額に急激な変動は無か

った。」と証言しているところ、健康保険厚生年金保険被保険者原票及びオンライン記録によると、当該同僚を含む申立人と同時期に被保険者資格を取得している複数の同僚の資格取得時の標準報酬月額は、申立人と同額で、その後の増額等の推移も申立人と同様であることが確認できる。

申立期間④について、C社は、「申立期間当時の資料は無く、当時のことは不明。」と回答している。

また、申立人と同職種の複数の同僚は、「入社当初から給与額に急激な変動は無かった。」と証言しているところ、オンライン記録によると、当該複数の同僚を含む申立人と同時期に被保険者資格を取得している複数の同僚の資格取得時の標準報酬月額は、申立人と同額で、資格取得から4か月後に随時改定により増額され、申立人と同様に推移していることが確認できる。

さらに、C社が加入している厚生年金基金の記録によると、申立人の当該基金における標準報酬月額は、オンライン記録の標準報酬月額と一致していることが確認できる。

このほか、申立期間について、申立人の主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が申立期間について、その主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

## 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和7年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和22年3月から同年4月11日まで  
昭和22年3月に学校を卒業してすぐA社B支店に入社した。申立期間について、厚生年金保険の被保険者として認めてほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

申立人は、「昭和22年3月に学校を卒業し、すぐA社B支店に入社した。」と主張しているが、A社を承継するC社は、「申立期間当時の資料は無く、当時のことは不明。」と回答しており、申立人が名前を挙げた同僚5人のうち、同人を特定できた1人は、申立人を記憶しておらず、他の4人は、名字のみの記憶につき同人を特定できない上、ほかに申立人を記憶する同僚もいないことから、申立人の申立期間における勤務実態について確認できない。

また、オンライン記録によると、申立人と同年齢の同僚で、申立人と同じ昭和22年4月11日にA社B支店において厚生年金保険の被保険者資格を取得している者が多数(約30人)確認できる上、上記同僚及び同年4月13日に被保険者資格を取得している複数の同僚が、「学校を卒業して間を空けずに就職したので、昭和22年3月に入社したと思う。」と証言していることから、同社同支店では、申立期間当時、必ずしも入社と同時に厚生年金保険の被保険者資格を取得させる取扱いをしていなかったことがうかがえる。

このほか、申立人の申立期間における勤務実態及び厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

## 愛知厚生年金 事案5359

### 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

### 第2 申立の要旨等

#### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 31 年生  
住 所 :

#### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和51年4月から52年3月まで  
② 昭和56年3月から57年2月まで  
③ 昭和57年7月1日から58年3月まで

私は、A事業所に昭和51年4月から52年3月まで、B事業所に56年3月から57年2月まで、C社に同年3月から58年3月まで勤務していたが、記録を確認したところ、A事業所及びB事業所の記録は全く無く、C社は、57年3月1日から同年7月1日までの記録しかないことが分かった。

しかし、当該事業所でそれぞれ1年ずつ勤務したのは確かなので、申立期間①、②及び③について、厚生年金保険の被保険者として認めてほしい。

### 第3 委員会の判断の理由

申立期間①及び②について、A事業所及びB事業所は、厚生年金保険の適用事業所であった記録が確認できない。

また、申立人は、A事業所及びB事業所の同僚の氏名を覚えておらず、申立人の記憶からは当該事業所の所在を特定できないところ、名称が類似する事業所の健康保険厚生年金保険被保険者名簿及び同被保険者原票についても確認したが、申立人の氏名は見当たらない。

申立期間③について、申立人のC社における雇用保険の記録（昭和57年3月1日取得、同年6月30日離職）は、申立人のオンライン記録と符合している。

また、当該期間においてC社の厚生年金保険の被保険者記録がある複数の同僚に照会したが、申立人が昭和57年7月以降も同社に継続して勤務していたことをうかがわせる証言は得られない。

さらに、C社は、平成3年10月26日に厚生年金保険の適用事業所ではなくなっている上、当該期間当時の事業主は、「資料等は全く無く、申立人の記憶も

無い。」と回答しており、申立人の当該期間に係る勤務実態及び厚生年金保険の取扱いについて確認できない。

このほか、申立人の申立期間①、②及び③における勤務実態及び厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間①、②及び③に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

## 愛知厚生年金 事案5360

### 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

### 第2 申立の要旨等

#### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和9年生  
住 所 :

#### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和27年10月20日から28年9月20日まで

私は、A社で働いていた昭和27年頃に、B事業所の従業員から何度も誘いを受けたので、同年10月にA社を退職し、B事業所で働き始め、29年3月20日まで勤務した。

しかし、B事業所における厚生年金保険の資格取得日は昭和28年9月20日となっている。同事業所に27年10月から勤務したことは間違いないので、申立期間について、厚生年金保険の被保険者として認めてほしい。

### 第3 委員会の判断の理由

B事業所の健康保険厚生年金保険被保険者名簿によると、申立人が記憶している複数の同僚に申立期間における厚生年金保険被保険者記録が確認できるとともに、当該複数の同僚のうち、一人が「申立人は、1年半から2年近く勤務した。」と証言していることから、正確な勤務期間は特定できないが、申立人が昭和28年9月20日以前から同事業所に勤務していたことは推認できる。

しかし、複数の同僚は、「当時、入社してすぐには、厚生年金保険被保険者資格の取得手続が行われなかった。」と証言しており、当該同僚の記憶する入社時期と厚生年金保険の資格取得日には、6か月から2年の空白期間があることから、申立期間当時、B事業所は、入社と同時に厚生年金保険の被保険者資格を取得させる取扱いを励行していなかったことがうかがえる。

また、B事業所は、平成18年10月26日に厚生年金保険の適用事業所ではなくなっており、申立期間当時の事業主も死亡している上、適用事業所ではなくなった当時の事業主にも聴取したが、「当時の資料は残っておらず、申立人の当該期間に係る厚生年金保険料の控除については、不明である。」と回答している。

このほか、申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

## 愛知厚生年金 事案 5361(事案 30 の再申立て)

### 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

### 第2 申立の要旨等

#### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 10 年生  
住 所 :

#### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 35 年 8 月 28 日から 36 年 2 月 28 日まで  
② 昭和 56 年 6 月 26 日から 59 年 8 月 25 日まで

申立期間①については、A社に勤務していた期間が厚生年金保険の被保険者期間とされていないため、厚生年金保険の被保険者として認めてほしい旨年金記録確認の申立てをしたところ、適用事業所として該当が無いとして、平成20年4月16日付けで年金記録の訂正は必要でないとする通知をもらった。

しかし、前回申立ての際、A社の所在地を誤って申し立てた。正しい所在地、当時の事業主及び同僚の氏名を思い出したので、再調査してもらいたい。

申立期間②については、当初、事業所名称、所在地及び事業主の氏名も忘れていたため、申し立てていないが、思い出したので、今回、新たな申立てとして調査してもらいたい。

申立期間①及び②について、厚生年金保険料を控除されていたことを証明する資料は無いが、厚生年金保険の被保険者として認めてほしい。

### 第3 委員会の判断の理由

申立期間①に係る申立てについて、A社は、厚生年金保険の適用事業所であった記録が確認できないこと、申立人が当該期間において厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことをうかがわせる関連資料及び周辺事情が見当たらないことなどを理由として、申立人に対して、既に当委員会の決定に基づき、平成20年4月16日付け年金記録の訂正は必要でないとする通知が行われている。

これに対し、申立人は、「当初の申立て時に、A社の所在地を誤って申し立てた。当時の事業主及び同僚の氏名も忘れていたが、思い出した。」と主張し

ており、A社の閉鎖登記簿により、申立人が思い出したとする所在地及び事業主名に係る記録が確認できる。

しかし、A社は、厚生年金保険の適用事業所であった記録が確認できない。

また、A社の事業主及び申立人が思い出したとする同僚には、同社における厚生年金保険被保険者記録は確認できない。

そのほか、委員会の当初の決定を変更すべき新たな事情は見当たらないことから、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間①に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

申立期間②について、B社は、厚生年金保険の適用事業所であった記録が確認できない。

また、B社の事業主には、同社における厚生年金保険被保険者記録は確認できない上、当該事業主とは連絡が取れず、申立人も同僚の氏名を記憶していないため、申立期間②における申立人の勤務実態等について確認できない。

さらに、申立人は、B社における雇用保険の記録が確認できない上、オンライン記録によると、申立人は、申立期間②のうち、昭和57年4月から58年3月までの期間において国民年金保険料の申請免除期間とされていることが確認できる。

このほか、申立人の申立期間②における勤務実態及び厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間②に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

## 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、その主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 大正 15 年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和51年1月から平成3年8月まで

私は、A事業所に昭和39年5月21日から平成5年6月25日まで勤務したが、私が保管している給与明細書によると、このうち、昭和51年1月から平成3年8月までの期間の標準報酬月額については、給与明細書で確認できる支払給与額より低いことが分かった。

申立期間について、支払われた給与額に見合う標準報酬月額に訂正してほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

申立期間のうち、昭和53年11月、54年2月、同年6月、57年1月から同年4月までの期間、同年6月から59年10月までの期間、60年3月から同年5月までの期間、同年7月から61年4月までの期間、同年7月から同年12月までの期間、63年7月及び平成元年2月については、申立人から提出された給与明細書によると、申立人が主張するとおり、当該期間に係る給与の総支給額に見合う標準報酬月額は、オンライン記録の標準報酬月額よりも高額であることが確認できる。

しかし、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律に基づき標準報酬月額を改定又は決定し、これに基づき記録の訂正及び保険給付が行われるのは、事業主が源泉控除していたと認められる保険料額及び申立人の報酬月額のそれぞれに見合う標準報酬月額の範囲内であることから、これらの標準報酬月額のいずれか低い方の額を認定することとなるところ、当該給与明細書に記載されている保険料控除額に見合う標準報酬月額は、オンライン記録の標準報酬月額と一致していることが確認できる。

申立期間のうち、申立人から給与明細書が提出されていない期間については、

A事業所は、「申立期間当時の賃金台帳など、給与支払額や厚生年金保険料控除額を確認できる資料は保管していない。」と回答している。

また、A事業所の同僚が保管していた家計簿の写し(昭和51年1月から同年12月までの期間及び53年1月から54年12月までの期間)によると、同事業所では同年まで給与が月2回支払われていることが確認できるところ、オンライン記録の標準報酬月額は、当該2回の給与のうち、1回分の支払額に見合う標準報酬月額とおおむね一致していることが確認できる。

さらに、オンライン記録によると、昭和39年にA事業所において厚生年金保険被保険者資格を取得し、申立期間を含めて平成3年8月まで継続して勤務した同僚10人の標準報酬月額の推移と比べても、申立人の標準報酬月額のみが不自然な推移となっている状況はうかがえない。

このほか、申立期間について、申立人が主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が申立期間について、その主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

## 愛知厚生年金 事案5363（事案2176の再申立て）

### 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

### 第2 申立の要旨等

#### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 16 年生  
住 所 :

#### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和32年3月18日から39年4月1日まで  
前回の申立てについて、平成22年1月14日付けで年金記録の訂正は必要でないとする通知文をもらった。  
しかし、私は、脱退手当金制度を承知しておらず、受け取った記憶も無いので、再調査の上、申立期間について、厚生年金保険の被保険者として認めてほしい。

### 第3 委員会の判断の理由

申立期間の脱退手当金は、申立人の健康保険厚生年金保険被保険者原票には脱退手当金の支給を意味する「脱」の表示が記されているとともに、支給額に計算上の誤りは無く、申立期間に係る厚生年金保険資格喪失日から約3か月後の昭和39年6月29日に支給決定されているなど、一連の事務処理に不自然さはいかたがえないうことなどから、既に当委員会の決定に基づき、平成22年1月14日付け年金記録の訂正は必要でないとする通知が行われている。

これに対し、申立人は、新たな資料や証拠は無いが、脱退手当金を受け取った記憶が無いので、脱退手当金を受給していないと主張し、再度申立てを行っているが、当該主張のみでは、委員会の当初の決定を変更すべき新たな事情とは認めることはできない。

このほかに当委員会の当初の決定を変更すべき新たな事情も見当たらないことから、申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。